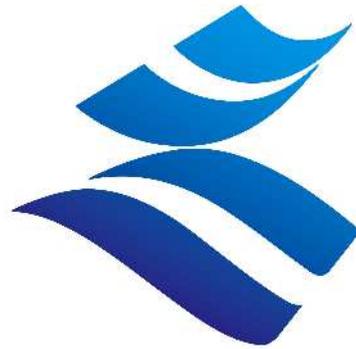


林業・木材産業の  
金融の手引き

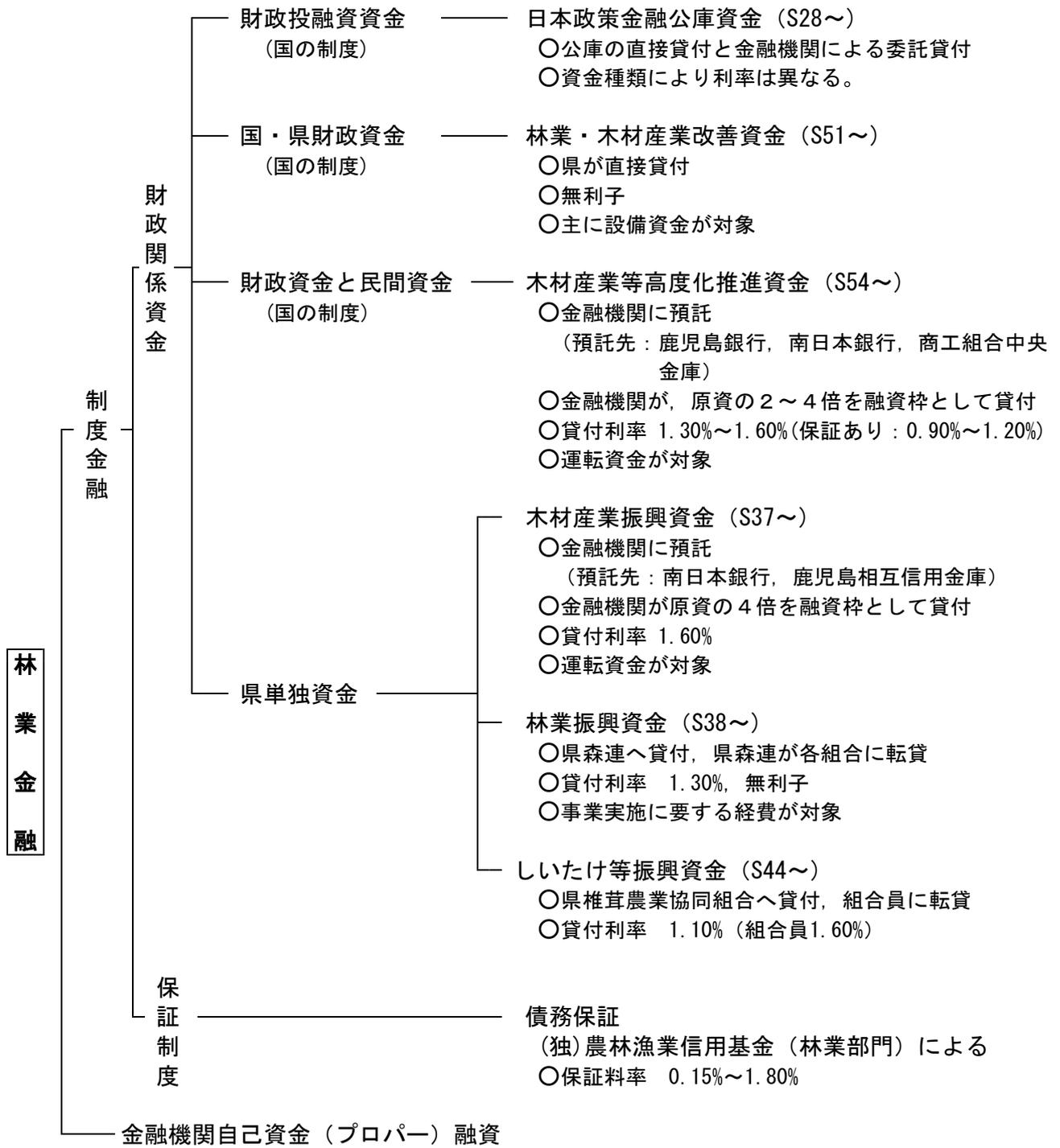


令和6年6月

鹿児島県環境林務部

(空 白)

# 林業金融制度の体系



※ 条件・利率等の内容が変更となっている場合がありますので，詳しくはP52～53の関係機関までお問い合わせください。

※ 新型コロナウイルス感染症に係る林業者等への金融支援については，下記の資金・保証を掲載しています。  
 ○林業振興資金 (P18)， ○日本政策金融公庫資金関係 (P43)， ○債務保証関係 (P50)

(空 白)

# 目 次

林業制度資金使途別一覧表	2
1 林業・木材産業改善資金	4
2 木材産業等高度化推進資金	10
3 県単制度資金	18
(1) 林業振興資金	18
(2) しいたけ等振興資金	18
(3) 木材産業振興資金	19
4 日本政策金融公庫資金	20
5 奄美群島振興開発基金融資制度	46
6 災害関係制度融資一覧	48
7 農林漁業信用基金の保証制度	50
※各種金融機関一覧	52
※林業制度資金についての問合せ先	53



## 林業制度資金使途別一覧表

資 金 名	資 金 の 性 格	該 当 ペ ー ジ	資 金 使 途					
			森林又は立木の購入	素材・木材製品の購入	素材生産	種苗生産	林産物の販売	しいたけ生産
林業・木材産業改善資金	運・設	4	●	●	●	●	●	●
木材産業等高度化推進資金		10						
事業経営改善合理化資金	運 転	12	●	●	●			
		13		●				
林業経営改善資金	運 転	14			●			
		15	●		●			
木材高度加工資金	運 転	16	●	●	●			
木材安定供給資金	運 転	17	●	●	●			
林業振興資金	運 転	18		●	●		●	
しいたけ等振興資金	運 転	18						●
木材産業振興資金	運 転	19		●	●		●	
日本政策金融公庫資金		20						
林業基盤整備資金	運・設	26						
森林整備活性化資金	運・設	28						
林業構造改善事業推進資金	設 備	30						
林業経営育成資金	運 転	32	●					
農林漁業施設資金(共同利用施設)	設 備	34						
農林漁業施設資金(主務大臣指定施設)	設 備	36						
振興山村・過疎地域経営改善資金	設 備	38						
新規用途事業等資金	運・設	38						
中山間地域活性化資金	運・設	38						
農林漁業セーフティネット資金	運 転	42						
(独)奄美群島振興開発基金融資制度	運・設	46						
災害関係制度融資	運・設	48						

(注) この表に記載されている資金使途以外でも、貸付可能なものがあります。  
 貸付には、資金ごとに条件がありますので、該当ページで確認してください。  
 ▲は特に限定された条件で貸付けられるものです。

資 金 使 途												
木材加工	造林・間伐等の森林整備	作業道の開設	林業機械の購入	樹苗養成施設の導入	林産物の処理・加工・流通・販売施設の導入	特用林産物の処理・加工・流通・販売施設の導入	バイオマス利活用施設の導入	施業集約化	新技術・新商品の開発	木材の流通に係るコーディネート	公庫資金・民間資金の借換	災害・経営悪化等
●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
●	●	●						●				
●												
	●	●										
	●	●										
●	●	●										
●	●	●						●		●		
	●	●										
●	●	●										
	●	●	●	●							●	
	●	●	●									
			●	●	●	●						
			●	●	●	●	●					
			●	●	●	●						
					▲	▲						
					●	●						
												●
	●			●	●	●						●
												●

# 1 林業・木材産業改善資金（昭和51年～）

（根拠法：林業・木材産業改善資金助成法）

## (1) 制度の趣旨

林業・木材産業改善資金は、国、県で資金を造成し、下記の目的を達成するために必要な資金を、林業従事者及び木材産業従事者等に、県が無利子で貸し付ける制度です。

### 【制度の目的】

- |                      |
|----------------------|
| ① 林業経営若しくは木材産業の経営の改善 |
| ② 林業労働に係る労働災害の防止     |
| ③ 林業労働に従事する者の確保      |

## (2) 貸付対象者

ア 林業従事者たる個人（森林所有者、素材生産業者等）

イ 木材産業に属する事業を営む者（木材製造業、木材卸売業、木材市場業）

※ 資本金1千万円以下又は従業員100人以下（木材製造業は300人以下）の会社若しくは個人に限る。

ウ ア又はイの組織する団体（森林組合、生産森林組合、県森連、木材事業協同組合、県木協連等）

エ 林業を行う法人で林業従事者の組織する団体以外のもの

※ 会社にあつては、資本金1千万円以下又は従業員300人以下（木材卸売業、木材市場業の場合は100人以下）のものに限る。

オ 農商工等連携促進法(注)第13条第1項に規定する認定中小企業者

(注)「農商工等連携促進法」：中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律38号)

## (3) 利率

無利子

## (4) 申請窓口

森林組合及び鹿児島県木材協同組合連合会

※ 申請は随時受け付けます。

※ この資金を借りるためには、林業・木材産業改善措置に関する計画を作成し、知事の認定を受けることが必要ですので、上記の申請窓口か県地域振興局・支庁（林務行政担当部署）へ早めにご相談ください。

## (5) 貸付対象となる取組（林業・木材産業改善措置）

ア 新たな林業部門の経営の開始

イ 新たな木材産業部門の経営の開始

ウ 林産物の新たな生産方式の導入

エ 林産物の新たな販売方式の導入

オ 林業労働に係る安全衛生施設の導入

カ 林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入

※ 具体的な取組例は、P8～9をご覧ください。

(6) 資金の対象

林業・木材産業改善措置を実施するのに必要な次に掲げる資金

ア	施設の改良，造成又は取得に必要な資金
イ	造林に必要な資金
ウ	立木の取得に必要な資金（立木の取得そのものが林業・木材産業改善措置として実施される場合の立木の取得に必要な資金であり，高能率の機械導入に伴い必要となる立木の取得費用のようなものは含まれない。）
エ	立木を伐採し，又は木材の搬出を行うのに必要な資金
オ	森林について賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において，権利金を支払い，又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金
カ	林業機械，林産物の加工に用いられる機械その他の林業経営又は木材産業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において，当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金
キ	森林の施業又は立木の管理を継続して委託する場合において，当該委託の期間に対する委託料を支払うのに必要な資金
ク	能率的な林業又は木材産業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金
ケ	林業経営又は木材産業経営に関し専門的知識を有する者の助言又は指導を受けるのに必要な資金
コ	林業経営若しくは木材産業経営の改善に必要な調査又は通信・情報処理機材の取得に必要な資金
サ	営業権，商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金
シ	エからサまでに掲げるもののほか，経営規模の拡大，生産方式の合理化その他の林業経営又は木材産業経営の改善に伴い必要となる資材費その他の費用に充てるのに必要な資金（林業・木材産業改善措置の導入に係る初度的経費に充てるのに必要なものに限られる。）

注) 土地及び建物の取得費用は資金の対象となりません。

（林業労働に係る労働災害の防止又は林業労働に従事する者の確保を目的として導入する休憩施設，きのこの栽培舎その他林業・木材産業改善措置の実施に必要な不可欠なものを除く。）

(7) 貸付限度額

ア 事業等を適正に実行するに当たり実際に要する費用の90%を限度とします。

イ 一事業者ごとの限度額は

個人 1,500万円

会社 3,000万円

団体 5,000万円

ただし、木材産業に係る場合は1億円（個人、会社、団体）です。

(8) 償還期間・据置期間

償還期間は10年以内（うち据置期間3年以内）で、貸付対象施設の性質や規模、導入する機械・施設の耐用年数等により決定します。※特例措置あり

償還は毎年1回の均等払です。

(9) 保証人及び担保

連帯保証人：個人の場合 … 2人以上（同居の親族を除く）

66歳以上の借入者には、家族又は後継者に連帯債務者になっていただく必要があります。

会社の場合 … 会社の代表者を含め3人以上（代表者の同居の親族、当法人に勤務している者を除く）

団体の場合 … 団体の代表者を含め3人以上（受益者又は団体の理事）

担保等： 貸付残高を含めて500万円以上となる貸付の場合は、物的担保（不動産等）の提供及び公正証書による契約が必要です。

ただし、500万円未満の貸付についても、貸付審査会で特に必要と認めた場合は、物的担保を徴収します。

(10) 注意事項

ア 資金の交付前に事業を開始することはできません。

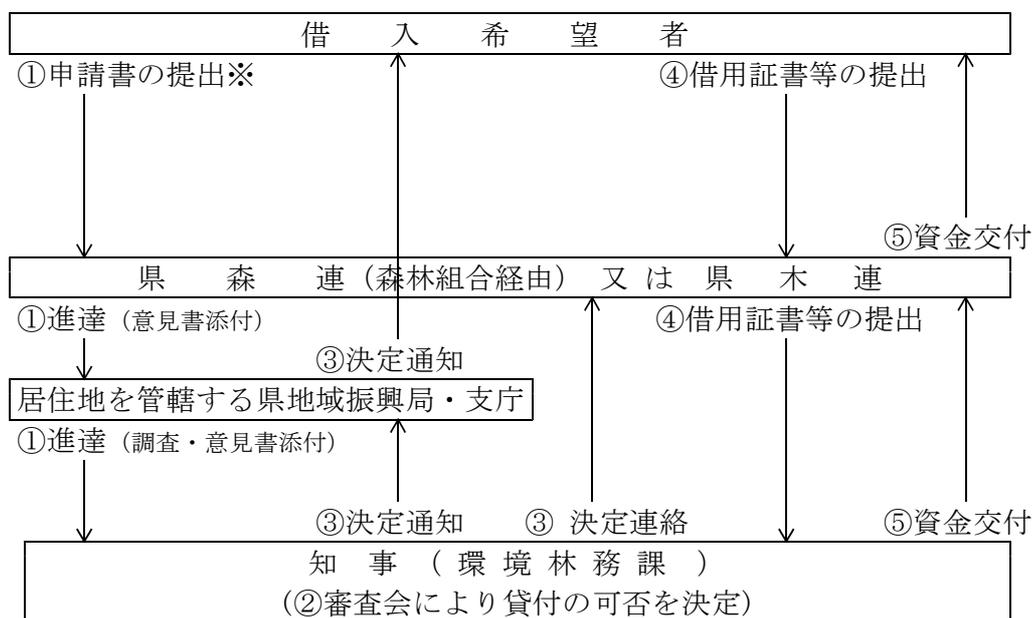
（貸付決定後の場合は、県の承認を受ければ可能）

イ 国の補助金による貸付金ですので、会計検査の対象となります。

ウ 領収書等の関係書類は償還完了まで保管が必要です。

エ 資金により導入した機械・施設等を利用しなくなった場合は、残額を一括償還することになります。

(11) 申請から資金交付までの流れ



※ 申請書類

個人	法人	書類等	備考
○	○	林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書	
○	○	林業・木材産業改善資金貸付申請書	
—	○	法人の登記簿謄本	
—	○	過去3か年の財務諸表	
○	—	所得証明書(申請者, 連帯債務者)	市町村発行の証明書
○	○	〃 (連帯保証人)	
△	△	資産証明書(申請者, 連帯債務者)	市町村発行の証明書
△	△	〃 (連帯保証人)	(貸付額100万円以上の場合必要)
○	○	県税未納なし証明書(申請者)	県地域振興局等発行の証明書
○	○	機械のパンフレット・カタログ等	導入機械の能力等を確認するため
○	○	見積書のコピー	原則3社以上
○	○	事業・収支・償還計画書(任意様式)	
△	△	担保物件の登記簿謄本(写) 担保の評価額が分かる資料など	貸付合計額500万円以上の場合 ※ 貸付合計額500万円未満であっても、貸付審査会で特に必要と認めた場合は必要
△	△	耐用年数証明書(製造元の証明)	中古品の場合 ※ 耐用年数内での償還が必要

(注) ○は通常の申請に必要なもの、△は申請内容により必要とされるもの。

(参考) 林業・木材産業改善資金の貸付対象となる具体的な取組等について

○ 林業・木材産業改善資金の貸付対象となる具体的な取組例

区分	林業・木材産業改善措置の内容	具体的な考え方
① 新たな林業部門の経営の開始	従来行っていなかった林業部門の事業へ進出する場合であり、林業を行っていなかった者が新たに林業の経営を開始することを含む。主に想定される例は以下のとおりである。	部門は、基本的には、育林、素材生産、製薪炭、特用林産物生産（きのこ栽培を含む。）、育林サービス、素材生産サービス、山林種苗サービス等に区分するが、具体的な考え方は以下のとおりである。
	ア 従来行っていなかった森林施業の開始	育林部門であっても、従来行っていなかった森林施業を開始する場合は、新たな林業部門の経営の開始とする。施業方法区分は以下の区分を基本とするが、同一の施業方法であっても、伐期の長期化、一伐採面積の大幅な縮小、集約化施業による高品質材の生産など技術・経営ノウハウが大きく異なるものを開始する場合は、従来行っていなかった施業方法の開始とする。 (施業方法区分：育成単層林施業，育成複層林施業，天然生林施業) また、新たに森林認証を受けて施業を実施する場合も、従来行っていなかった施業方法の開始に含まれる。
	イ 従来行っていなかった素材生産事業（造林事業）の開始	従来行っていなかった素材生産部門、育林サービス部門、又は素材生産サービス部門の事業を開始する場合とする。 また、素材生産部門、育林サービス部門又は素材生産サービス部門であっても、従来行っていなかった長期の受・委託等の契約により造林事業又は素材生産事業を行う場合は、新たな林業部門の経営の開始に含まれる。
ウ 従来行っていなかった特用林産物生産の開始	新たに特用林産物の生産を開始する場合及び従来行っていなかった品種の生産を開始する場合で従来の技術・経営ノウハウでは対応できないものとする。 また、原木栽培から施設栽培など技術・経営ノウハウが大きく異なるものへ切り替える場合も新たな特用林産物の生産の開始に含まれる。	
② 新たな木材産業部門の経営の開始	従来行っていなかった木材産業部門の事業へ進出する場合であり、木材産業を行っていなかった者が新たに木材産業の経営を開始することを含む。主に想定される例は以下のとおりである。	部門は、基本的には、一般製材、単板製造、床板製造、木材チップ製造、造作材製造、合板製造、集成材製造、建築用木製組立材料製造、パーティクルボード製造、銘板・銘木製造、木材卸売、木材市場等に区分するが、具体的な考え方は以下のとおりである。
	ア 従来行っていなかった木材製品の生産の開始  イ 従来行っていなかった木材卸売業又は木材市場業の経営の開始	新たに木材製品（集成材用ラミナ、単板、床板、集成材、プレカット材、耐火性等の優れた製品等）の生産を開始する場合とするが、同一の木材産業部門であっても、生産体系、資本装備等が大きく異なるものは、別の区分とすることができるものとする。  新たに木材卸売業又は木材市場業の経営を開始する場合とするが、同一の木材卸売業又は木材市場業であっても、経営ノウハウ、資本装備等が大きく異なるものを開始する場合は、新たに木材卸売業又は木材市場業の経営の開始に含まれる。

区分	林業・木材産業改善措置の内容	具体的な考え方
③ 林産物の新たな生産方式の導入	先駆的な技術で、生産性の向上、品質の向上等に資するものを導入する場合である。主に想定される例は以下のとおりである。	具体的な考え方は以下のとおりである。
	ア 生産性の向上、品質の向上等に資する機械・施設の新たな導入	生産工程の改善を図り、生産性の向上、品質の向上等を図るため、高能率の機械・施設を新たに導入する場合とする。含水率等の品質の検査用機械、焼却炉、木質バイオマス発電施設の導入も含まれる。 なお、機械等の更新の場合は、更新前に比べて生産性の向上、品質の向上等が図られる場合に限るものとする。
	イ 生産性の向上、品質の向上等に資する事業実施方式の新たな導入	生産性の向上、品質の向上等を図るため、施業対象地の団地化、施業対象者の集団化、葉枯らし方式による素材生産等の新たな生産方式を導入する場合とする。
④ 林産物の新たな販売方式の導入	従来技術・経営ノウハウでは対応できない新しい販売の方式を導入する場合である。主に想定される例は以下のとおりである。	具体的な考え方は以下のとおりである。
	ア 林産物の流通コストの削減、林産物の安定的な販路の確保、林産物の付加価値向上を図るための新たな販売方式の導入	林産物の流通コストを削減するため、ITを活用して行う素材の直送方式による販売を実施する方式、素材の安定的な販路を確保するため、木材製造業者と長期の安定供給の取り決めをして相当量の立木をまとめて購入して行う素材の生産・販売をする方式、森林認証を受けた森林から生産される木材を付加価値を高めて販売するため、加工過程の認証を受けて製材品を販売する方式等の従来技術・経営ノウハウでは対応できない新たな販売方式を導入する場合とする。
	イ 販売量の拡大や販売コストの低減に資する林産物の流通用機械・施設の新たな導入	流通工程の改善を図り、販売量の拡大や販売コストの削減を図るため、高能率の流通用機械・施設を導入する場合とする。 なお、機械等の更新の場合は、更新前に比べて販売量の拡大や販売コストの低減が図られる場合に限るものとする。
⑤ 林業労働に係る安全衛生施設の導入	林業労働に係る労働災害を防止するために普及を図る必要があると認められる機械・施設の導入	次の機械・施設を導入する場合とする。(想定される例) 防振装置付きチェーンソー、防振携帯用刈払機、電動式刈払機、自走式刈払機、自動枝打機、玉切り装置、暖房装置付き人員輸送車、振動障害予防器具、無線機器、人員輸送用モノレール、休憩施設
⑥ 林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入	林業労働に従事する者を確保するために普及を図る必要があると認められる保健施設等の導入	次の施設を導入する場合とする。(想定される例) 休憩室、更衣室、浴場、シャワー、トイレ等を付備した施設(シャワー又はトイレを備えた車両を含む。)

注) ここに掲げている取組は一例であり、県は、申請された取組ごとに検討し計画の認定を行います。

## 2 木材産業等高度化推進資金（昭和54年～）

（根拠法：林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法）

### (1) 制度の趣旨

木材産業等高度化推進資金は、木材の生産・加工・流通にたずさわる方々及び林業を営む方々が、経営の合理化や事業規模の拡大等を行うために必要な運転資金を低利で市中金融機関から借りることができる制度資金です。

### (2) 借受資格者

- ① 根拠法に基づき、県知事から合理化計画の認定を受けた次の者。
  - ア 森林組合又は森林組合連合会
  - イ 森林所有者又はその組織する団体
  - ウ 素材生産業を営む者又はその組織する団体
  - エ 木材製造業を営む者又はその組織する団体
  - オ 木材卸売業を営む者又はその組織する団体
  - カ 木材市場を開設する者又はその組織する団体 等
- ② 根拠法に基づき、県知事から林業経営改善計画の認定を受けた林業を営む者。
- ③ 根拠法に基づき、県知事から木材安定供給確保事業計画の認定を受けた次の者。
  - ア 森林所有者又はその組織する団体
  - イ 木材を利用する事業者又はその組織する団体
  - ウ 木材卸売業を営む者又はその組織する団体
  - エ 木材市場を開設する者又はその組織する団体
  - オ 木材の輸送業を営む者又はその組織する団体
  - カ 木材製品の利用事業者又はその組織する団体 等

### (3) 資金の対象

合理化計画認定者が合理化計画を又は林業経営改善計画認定者が改善計画を実施するのに必要な運転資金です。

具体的には次のとおりです。

- ア 立木購入代金及び素材生産を行うために必要な資金
- イ 素材又は木材製品の購入代金及び素材又は木材製品の引取りに必要な輸送費
- ウ 製材等の購入代金及び製材等の引取りに必要な輸送費
- エ 木材の加工に必要な資金
- オ 造林を行うために必要な資金
- カ 木材の流通に係るコーディネート

### (4) 融資機関

鹿児島銀行            南日本銀行            商工組合中央金庫

(5) 融資の条件

資金の内容により異なりますが、いずれも低利で借入れることができます。

ア 融資限度額 …資金の内容により5千万円～3億円まで借りることができます。  
 なお、特認の場合は1億5千万円～4億円まで。

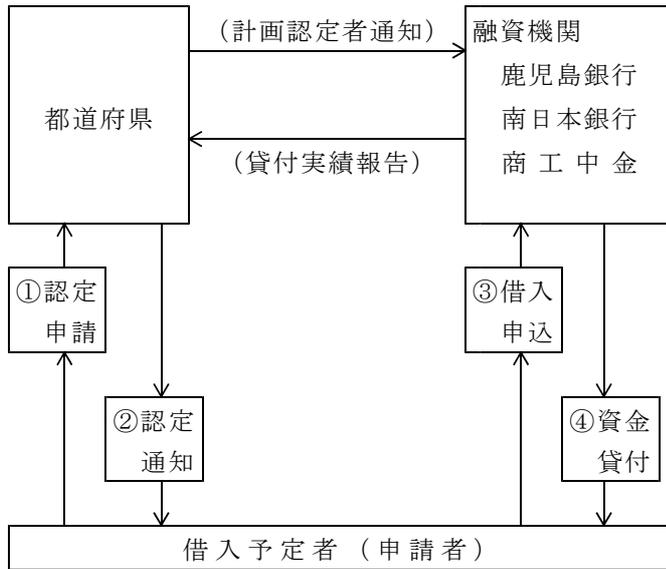
イ 借入期間 …1年以内

ウ 借入利率 …資金の内容により年1.30%～1.60%

(債務保証(100%機関保証)を利用する場合、年0.90%～1.20%)

※ 利率は、令和6年4月現在であり、短期及び長期プライムレートの変動により変更されます。

(6) 資金借入の仕組み



① 借入予定者は、合理化計画(※1)、林業経営改善計画(※2)または、木材安定供給確保事業計画(※3)を作成し、県知事に申請する。

② 県は、申請書を審査し、これを認定した時は、認定通知を送付する。

③ 認定通知後、借入申込書に必要書類を添えて、融資機関に提出する。

④ 融資機関は、借入申込書等を審査の上、貸付を行う。

※1 合理化計画について

- (1) 認定 県知事
- (2) 計画期間 5年(認定期間5年)
- (3) 記載内容(資金種類により異なる)
  - ① 事業の現状
  - ② 木材の生産又は流通の合理化を図るための措置
  - ③ 合理化を図るために必要な資金の額、調達方法

※2 林業経営改善計画について

- (1) 認定 県知事
- (2) 計画期間 5年(認定期間5年)
- (3) 記載内容
  - ① 林業経営の現状
  - ② 林業経営の改善に関する目標
  - ③ 目標を達成するためにとるべき措置
  - ④ 林業経営の改善を図るために必要な資金の額、調達方法

※3 木材安定供給確保事業計画

- (1) 認定 県知事
- (2) 計画期間 5年(認定期間5年)
- (3) 記載内容
  - ① 申請者の経営状況
  - ② 木材需給安定対策事業の目標
  - ③ 木材安定供給確保事業の内容及び実施時期

資 金 名	素材生産等促進資金	
計 画 名	合理化計画（事業経営改善計画）を策定し、知事の認定を受ける必要があります。	
貸 付 対 象 事 業	① 素材生産を行うのに必要な資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施業集約化費用</li> <li>・立木購入代金（前渡金、予約金等を含む。）</li> <li>・作業現場から最終土場までの作業費用（作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。）</li> <li>・作業委託費</li> </ul>
	② 素材の引取りを行うのに必要な資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）</li> <li>・輸送費</li> </ul>
	③ 木材製品の引取りを行うのに必要な資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）</li> <li>・輸送費</li> </ul>
	④ ①から③のいずれかの資金を借り受けようとする者が素材等の加工を行うのに必要な資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業労賃</li> <li>・電力費</li> <li>・燃料費</li> <li>・木材を加工するのに必要な資金（素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。）</li> </ul>
貸 付 対 象 者	1 森林組合 2 森林所有者（①の資金のみ） 3 素材生産業者 4 木材製造業者 5 木材卸売業者 6 木材市場開設者 7 2～6の者が組織する団体（注）	※2～6の者で団体でない場合（単独事業体）は、次の方が対象。 (1) 木材の年間取扱量がおおむね1.5千m3以上の者 (2) 木材の年間取扱量がおおむね1千m3以上でかつ間伐材等の取扱量が全体のおおむね5割以上の者 (3) 新製品の開発等により木材需要の拡大に努めている事業体 (4) JAS認証を受けた木材製造業者
利 率（年 利）	（保証なし） 1. 3 0 %	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事に選定された林業経営体</li> <li>・単独事業体のうち大規模事業体（木材の年間取扱量がおおむね1万m3以上）</li> </ul>
	（保証付き） 0. 9 0 %	
	（保証なし） 1. 5 0 %	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単独事業体のうち中規模事業体（木材の年間取扱量がおおむね3千m3以上）</li> </ul>
	（保証付き） 1. 1 0 %	
	（保証なし） 1. 6 0 %	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記以外の者</li> </ul>
	（保証付き） 1. 2 0 %	
償 還 期 限	1年以内	
貸 付 限 度 額	1億円	特認2億円 （素材の年平均生産量1万m3以上） （素材の年平均引取量1.5万m3以上） （木材製品の年平均引取量2万m3以上）  ※特認は、林野庁長官が特認金額を超えない範囲内で承認した額。
取 扱 金 融 機 関	鹿兒島銀行，南日本銀行，商工中金	

（注）

団体のうち法人格を有しない場合は、おおむね4人以上で構成し同一目的を有する組織体（数人共同の事業体）としていますが、次に該当する場合は、2人以上でも可能です。

- (1) 木材の年間取扱量がおおむね3千m3以上の者
- (2) 間伐に係る素材生産、素材の購入・加工等の事業を計画する者
- (3) JAS認証を受けた木材製造業者（1年以内に認証を受けることが確実な者を含む）

資 金 名	新規需要創出資金	
計 画 名	合理化計画（事業経営改善計画）を策定し、知事の認定を受ける必要があります。	
貸 付 対 象 事 業	① 素材の引取りを行うのに必要な資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・素材の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）</li> <li>・素材の引取りに必要な輸送費</li> </ul>
	② 木材製品の引取りを行うのに必要な資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製材等の購入代金（前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。）</li> <li>・製材等の引取りに必要な輸送費</li> </ul>
	③ 素材等の加工を行うのに必要な資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業労賃 ・電力費 ・燃料費</li> <li>・木材を加工するのに必要な資金(素材又は製材等の購入代金及び販売・管理費を除く。)</li> </ul>
貸 付 対 象 者	1 木材の新規需要の創出が見込まれる木材製品(注1)を生産する木材製造者 2 1の者が組織する団体(注2)	※1の者で団体でない場合(単独事業体)は、製品の生産量の増加が見込める必要があります。
利 率 ( 年 利 )	(保証なし) 1. 30%	※保証付きの利率は、債務保証(100%機関保証)を利用する場合に適用されます。 ※貸付利率については、短期及び長期プライムレートの変動等を勘案して見直すことがあります。
	(保証付き) 0. 90%	
償 還 期 限	1年以内	
貸 付 限 度 額	1億円	
取 扱 金 融 機 関	鹿児島銀行, 南日本銀行, 商工中金	

(注1)

木材製品とは、非住宅分野における木材需要の開拓、国産材の利用が低位な部材における国産材利用の拡大又は木質バイオマス利用の拡大に資すると認められるもので、次に掲げるもの。

・製材 ・合板 ・集成材 ・単板積層材 ・防腐、防虫、耐火処理材 ・直交集成板  
 ・木質チップ、ペレット ・その他林野庁長官が承認した製品

(注2)

団体のうち法人格を有しない場合は、2人以上で構成し同一目的を有する組織体(数人共同の事業体)としています。

資 金 名	林業経営高度化推進資金	
計 画 名	林業経営改善計画を策定し、知事の認定を受ける必要があります。	
貸 付 対 象 事 業	① 造林に必要な資金	・作業労賃 ・苗木代 ・燃料費 ・機械・施設の使用料 ・作業委託費
	② 素材生産の請負事業費	・請負契約に基づく前渡金、中間払金 ・契約を行うために必要な作業労賃
貸 付 対 象 者	<b>【①の資金】</b> 林業を営む者(森林組合、林業事業体、造林公社等)  <b>【②の資金】</b> 1 効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業事業体 2 知事が認定した中核組合	
利 率 ( 年 利 )	(保証なし) 1. 60%	※保証付きの利率は、債務保証(100%機関保証)を利用する場合に適用されます。 ※貸付利率については、短期及び長期プライムレートの変動等を勘案して見直すことがあります。
	(保証付き) 1. 20%	
償 還 期 限	1年以内	
貸 付 限 度 額	5千万円	特認1億5千万円 (造林の年間施業面積500ha以上)
		※特認は、林野庁長官が特認金額を超えない範囲内で承認した額。
取 扱 金 融 機 関	鹿児島銀行、南日本銀行、商工中金	

資 金 名	伐採・造林一貫作業推進資金	
計 画 名	林業経営改善計画を策定し、知事の認定を受ける必要があります。	
貸付対象事業  ※一貫的に作業をする場合に限りです。	① 素材生産を行うのに必要な資金	・立木購入代金(前渡金, 予約金等を含む。) ・作業現場から最終土場までの作業費用 (作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。)
	② 造林を行うのに必要な資金	・作業労賃 ・苗木代 ・燃料費 ・機械・施設の使用料 ・作業委託費
貸付対象者	1 森林組合(連合会を含む) 2 森林所有者 3 素材生産業者(その組織する団体を含む)	
利 率 ( 年 利 )  ※保証付きの利率は、債務保証(100%機関保証)を利用する場合に適用されます。  ※貸付利率については、短期及び長期プライムレートの変動等を勘案して見直すことがあります。	(保証なし) 1. 30%	・知事に選定された林業経営体
	(保証付き) 0. 90%	
	(保証なし) 1. 50%	・上記以外の者
	(保証付き) 1. 10%	
償 還 期 限	1年以内	
貸付限度額	1億円	特認2億円 (素材の年平均生産量1万m3以上)
		※特認は、林野庁長官が特認金額を超えない範囲内で承認した額。
取扱金融機関	鹿児島銀行, 南日本銀行, 商工中金	

資 金 名	木材高度加工資金	
計 画 名	合理化計画（構造改善計画）を策定し，知事の認定を受ける必要があります。	
貸 付 対 象 事 業	① 木材の加工を行うのに必要な資金	・作業労賃 ・電力費 ・燃料費 ・その他
	② 素材の購入に必要な資金 ※JAS無垢材に係るものに限る。	・購入代金 (前渡金，予約金，木材市場における決済資金等を含む。) ・輸送費
	③ ①，②の資金を利用する者への原材料(素材又は木材製品)の供給に必要な資金	【素材生産に必要な資金】 ・立木購入代金(前渡金，予約金等を含む。) ・作業現場から最終土場までの作業費用 (作業道の開設又は改良に必要な費用等を含む。) ・輸送費  【素材・木材製品の購入に必要な資金】 ・購入代金 (前渡金，予約金，木材市場における決済資金等を含む。) ・素材の引取りの輸送費  【素材等の加工に必要な資金】 ・作業労賃 ・電力費 ・燃料費 ・その他
貸 付 対 象 者	【①又は②の資金】 1 右の施設又は設備を導入している木材製造業者 (木材の年間取扱量がおおむね3千m <sup>3</sup> 以上) 2 合併等により新たに設立された事業者(木材の年間取扱量がおおむね5千m <sup>3</sup> 以上) 3 木材JAS製品，乾燥材等の高度加工を行う者	【施設又は設備】 ・集成材製造施設 ・人工乾燥施設 ・薬剤処理施設 ・プレカット加工施設 ・製材用省力化設備 ・合板用省力化設備 など
	※安定供給に関する協定等を締結し，それに基づき取引を行う者が対象です。  【③の資金】 ①又は②の資金を利用する者と協定等を締結し，原材料(素材又は木材製品)を供給する者で次のもの 1 素材生産業者 2 木材卸売業者 3 木材市場開設者等 4 1～3の者が組織する団体(注)	※団体でない場合(単独事業者)は，次の方が対象。 (1) 木材の年間取扱量がおおむね3千m <sup>3</sup> 以上の者 (2) 新製品の開発等により木材需要の拡大に努めている事業者 (3) JAS認証を受けた木材製造業者
利 率 ( 年 利 )	(保証なし) 1.30%	※保証付きの利率は，債務保証(100%機関保証)を利用する場合に適用されます。 ※貸付利率については，短期及び長期プライムレートの変動等を勘案して見直すことがあります。
	(保証付き) 0.90%	
償 還 期 限	1年以内	
貸 付 限 度 額	1億円	特認2億円 (JAS無垢材の製造を行う者)  ※特認は，林野庁長官が特認金額を超えない範囲内で承認した額。
取 扱 金 融 機 関	鹿児島銀行，南日本銀行，商工中金	

(注)

団体のうち法人格を有しない場合は，おおむね4人以上で構成し同一目的を有する組織体(数人共同の事業者)としていますが，次に該当する場合は，2人以上でも可能です。

(1) JAS認証を受けた木材製造業者(1年以内に認証を受けることが確実な者を含む)

資 金 名	木材安定供給資金	
計 画 名	木安法事業計画(資金計画を含む)を策定し、知事の認定を受ける必要があります。	
貸付対象事業 ※ 森林所有者等、木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等が共同して木安法事業計画を作成する必要があります	① 素材生産を行うのに必要な資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施業集約化費用</li> <li>・ 立木購入代金(前渡金、予約金等を含む。)</li> <li>・ 管理経営法第8条の14第4項に基づき納付すべき樹木料</li> <li>・ 作業現場から最終土場までの作業費用(作業道の開設又は改良に必要な費用を含む。)</li> <li>・ 作業委託費</li> <li>・ 管理経営法第8条の5第3項に基づく権利設定料</li> </ul>
	② 素材の引取り及び素材等の加工を行うのに必要な資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 購入代金(前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。)</li> <li>・ 輸送費</li> <li>・ 作業労賃</li> <li>・ 電力費</li> <li>・ 燃料費</li> </ul>
	③ 素材又は木材製品の引取り及び木材の流通に係るコーディネートを行うのに必要な資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 購入代金(前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。)</li> <li>・ 輸送費</li> <li>・ 作業委託費</li> </ul>
	④ 素材又は木材製品の輸送を行うのに必要な資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作業労賃</li> <li>・ 燃料費</li> <li>・ 機械・車両の使用料及び維持費用</li> </ul>
	⑤ 木材製品利用事業を行うのに必要な資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 購入代金(前渡金、予約金、木材市場における決済資金等を含む。)</li> <li>・ 輸送費</li> <li>・ 作業労賃</li> <li>・ 電力費</li> <li>・ 燃料費</li> </ul>
貸付対象者	1 森林所有者等 2 木材利用事業者等 3 木材卸売業者 4 木材市場開設者 5 木材の輸送業者 6 木材製品利用事業者	※1については、①、③の資金に限る ※2については、②、③の資金に限る ※3については、③の資金に限る ※4については、③の資金に限る ※5については、③、④の資金に限る ※6については、③、⑤の資金に限る
利率(年利) ※保証付きの利率は、債務保証(100%機関保証)を利用する場合に適用されます。 ※貸付利率については、短期及び長期プライムレートの変動等を勘案して見直すことがあります。	(保証なし) 1. 30%	
	(保証付き) 0. 90%	
償還期限	1年以内	
貸付限度額	3億円	※林野庁長官が4億円を超えない範囲で承認した場合は、その承認額
取扱金融機関	鹿児島銀行, 南日本銀行, 商工中金	

### 3 県単制度資金

#### (1) 林業振興資金（昭和38年～）

（根拠：県林業振興資金融資要領）

##### ア 制度の目的

林業の振興と森林組合の育成及び合併森林組合の経営基盤の強化と安定化を図るため、森林組合が行う事業に必要な資金を低利又は無利子で融資し、円滑な事業の推進と広域合併の促進に資するものです。

資金の流れは、県→県森連→森林組合となります。

##### イ 資金の内容

項 目	内 容
貸付対象者	森林組合
貸付対象事業	①林産販売資金 … 森林組合が行う林産販売事業に必要な資金 ②森林造成資金 … 森林組合が行う造林事業及び森林保護事業に必要な資金 ③広域合併組合 … 広域合併組合が行う造林事業、森林保護事業、支援資金 合法木材の売買、境界の明確化等に必要な資金 ④経営安定化資金 … 新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少している森林組合の経営の安定化を図るために必要な資金
利率（年利）	①～②1.30%（令和6年度）、③～④無利子
償還期限	①4か月以内、②6か月以内、③6か月以内 ④林産販売事業4か月以内、造林事業及び森林保護事業6か月以内
貸付限度額	①800万円（合併組合特認有り） ②700万円（ ” ） ③流域合併組合 8,000万円以内 特認合併組合 4,000万円以内（合併後5年間に限定） ④林産販売事業 800万円（合併組合特認有り） 造林事業及び森林保護事業 700万円（ ” ）

#### (2) しいたけ等振興資金（昭和44年～）

（根拠：県しいたけ等振興資金貸付要領）

##### ア 制度の目的

しいたけ産業の振興を図るため、鹿児島県椎茸農業協同組合に原資の貸付けを行い、系統共販体制の確立に要する資金（共販資金）及び原木等の購入に要する資金（原木等購入資金）を融通するものです。

共販資金の流れは、県→椎茸農協となります。

原木等購入資金の流れは、県→椎茸農協→組合員となります。

##### イ 制度の内容

項 目	共 販 資 金	原木等購入資金
貸付対象者	椎茸農協	椎茸農協、同組合員
貸付対象事業	系統共販体制の確立に要する資金	原木・種駒の購入に要する資金
利率（年利）	無利子	1.1%（組合員1.6%）（令和6年度）
償還期限	1年以内	1年以内
貸付限度額	—	組合員 200万円

### (3) 木材産業振興資金（昭和37年～）

（根拠：県木材産業振興資金融資要領）

#### ア 制度の目的

木材産業の振興と経営の安定化を図るため、県の区域内において木材の生産又は流通の事業を営む者が、必要な資金を低利で市中金融機関から借りることができる制度資金です。

#### イ 資金の内容

項目	内容
貸付対象者	次の要件をすべて満たしている者 ①県内に事業所を有する素材生産業者、木材製造業者又は木材卸売業者 ②県内で生産された素材又は木材製品を活用して事業が営まれている ③県民税及び市町村民税を完納している
貸付対象事業	①原木又は素材の購入及び斡旋等に必要な資金 ②素材の生産に必要な資金 ③素材及び製材品の出荷及び販売に必要な資金 ④製材加工に必要な資金
利率（年利）	1.60%（令和6年度）
償還期限	1年以内
貸付限度額	木材業を営む者 1,000万円 製材業を営む者 2,000万円 木材業・製材業の両方を営む者 2,000万円
取扱金融機関	南日本銀行，鹿児島相互信用金庫
連帯保証人及び担保等	金融機関の定めによる。 （独立行政法人農林漁業信用基金の債務保証制度の利用もできます。）

#### ウ 申込書等

融資対象者の要件を確認するため、環境林務課に提出する書類は次のとおりです。

- ① 申込書（鹿児島県ホームページに記載）
- ② 法人の場合は、登記簿謄本の写し
- ③ 県産材の取扱量が確認できるような資料（仕入れ台帳の写しなど）
- ④ 県民税など滞納がないことの証明書

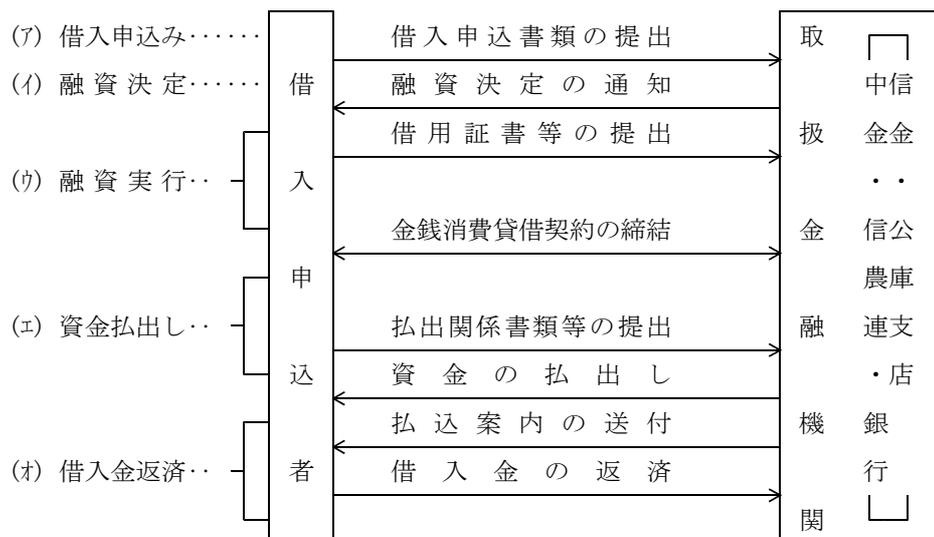
#### エ 貸付の流れ



## 4 日本政策金融公庫資金

### (1) 各資金共通の融資取扱い

- ア 借入申込みから借入金の返済まで  
 公庫資金の借入れを希望する場合には、取扱金融機関に早めに相談してください。  
 資金の必要時期を考慮して借入手続を進めます。



### イ 融資の対象としない事業

自己の資金又は他からの資金の調達によってすでに完了した事業については、その資金の調達が公庫の融資を受けるまでのつなぎ措置と認められるときのほか、融資の対象としません。

### ウ 融資条件について

#### (ア) 融資対象事業費

融資対象事業費には次のものを含めることができます。

- a 補助事業と一体の計画で、これと切り離すことができない補助対象外の事業の事業費
- b 工事費のほか設計費及び雑費
- c 手持資材の評価額及び自己労務（個人の事業では本人又は世帯員の労務、森組・協業体等の事業では組合員等その構成員から無償で提供される労務）の評価額
- d 施設の建設・取得と同時に必要な用地取得費

(イ) 融資額

- a 融資額は資金の種類ごとに定められた最高限度の範囲内において、地方公共団体単独補助金、借入者の手元余裕金、公庫以外の金融機関からの借入金額などを考慮して決められます。
- b 1回の融資額は、貸付実行から12か月以内に支払う予定の事業費を対象に限度額を計算します。
- c 融資の最高限度額は、特に定める場合を除き、資金の種類ごとに既往融資残高を含めて計算します。
- 注) 1 個人に対する融資の場合、同一経営に従事する世帯員に対する融資額を含めて限度額を計算します。
- 2 連帯債務で借入する場合の最高限度は、特に定める場合を除き、1人当たり融資限度額に連帯債務者（同一経営に従事する世帯員が連帯債務者である場合を除く。）の数を乗じた額とします。
- d 融資の最低限度額は1件当たり50万円（農山漁村経営改善対策事業及び災害復旧事業に係る資金については10万円）です。転貸の場合は転貸を行う組合に対する貸付金に適用します。
- 林業基盤整備資金（保安林の維持に係るものに限る。）及び農林漁業セーフティネット資金については、最低限度を設けていません。

(ウ) 償還期限（据置期間）

各資金ごとに定められた償還期限（据置期間）はその最長期間を示すものです。償還期限及び据置期間を決めるにあたっては、融資対象物件の耐用年数のほか、融資対象事業の効果の発現、借入申込者の償還能力などを考慮して決められます。

(エ) 償還方法

- a 償還の方法は、割賦償還を原則とし、事業効果の発現、借入申込者の希望などを勘案して、元利均等償還、元金均等償還又は元金不均等償還のうち、いずれか最も適当と認められる方法とします。
- ただし、林業経営育成資金（森林の取得に係るもののうち林業経営改善計画に基づいて行う事業及び生産方式の合理化に係る事業を除く。）及び林業基盤整備資金（利用間伐及び伐採調整）については、定期償還を原則とします。
- b 割賦償還の方法は、年賦償還、半年賦償還又は多数回償還（年4回、6回、12回）とし、年間を通して収入が見込まれる経営にあつては、原則年複数回償還とします。

(オ) 払込期日

元金の償還又は利息の払込みに係る約定払込期日は、借入申込者の希望等を勘案し、原則として各月5、10、15、20又は25日に設定します。（6、9、12及び3月の26日以降に設定することはできません）。

また、森林整備活性化資金については、3月に約定払込期日を設定することはできません。

(カ) 契約証書

融資の契約は、原則として私署証書（借用証書）によるものとしますが、特に必要と認められる場合には公正証書により行います。

(キ) 保証人及び担保

保証人及び担保（第三者が債務者のために提供する担保を含む。）は、資金の種類、融資対象事業、融資額の大小、借入申込者の信用状況等を勘案して取扱います。

a 保証人

- (a) 法人の場合、原則として理事（取締役等）の一部又は全員に連帯保証人になっていただきますが、実情に応じ融資対象事業の受益者代表あるいは取引関係者等にもお願いすることがあります。
- (b) 組合から転貸する場合には、転貸先の方に優先的に連帯保証人になっていただきます。
- (c) 連帯保証人については、取扱金融機関から本人に保証意思の確認をすることがあります。

b 担保

- (a) 融資対象物件を優先的に担保（原則として第1順位）に提供していただきます。
- (b) 融資対象物件で担保が不足するとき又は融資対象物件を担保に徴することが適当でないときは、借入者の所有する農地・宅地等の不動産を担保に提供していただく場合があります。

c 保証人又は担保の免除

次の場合には保証人のみによることができます。

- (a) 少額の融資
- (b) 地方公共団体と損失補償契約を締結する融資  
なお、損失補償契約は、原則として地方公共団体の債務負担行為の議決の効力が発効する年度内に締結する必要があります。

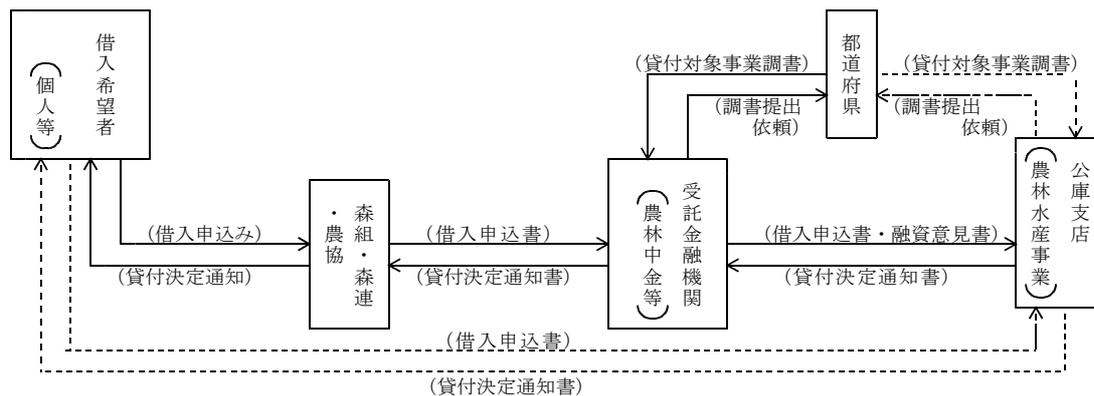
(ク) 担保物件の評価

- a 担保物件の評価は、類似物件の売買実例、通り相場、地元関係機関その他精通者の意見等により得た評価額に掛目を乗じて得た額を基準とし、その物件の立地条件、利用状況、耐用年数等から見た将来の価格動向、換価処分の難易等を考慮して決めます。
- b 森林の時価の算定が困難であるときは、森林素地については固定資産税評価額に妥当な倍率を掛けて算定した額を、立木（人工林のみ）については相続税評価額に妥当な倍率を掛けて算定した額を基準とすることができます。  
なお、森林素地の評価に当たり、公簿面積と実測面積が異なるときは、実測面積の公簿面積に対する割合を乗じて得た額とすることができます。
- c 山林の地上権は、立木があるとき、その立木部分のみ評価します。  
ただし、共有の場合は、共有持分の割合を乗じて得た額とします。

## (2) 主な資金の制度の仕組み

### ア 林業基盤整備資金（造林）

借入申込みは、借入申込書類等必要書類を最寄りの森組・森連・農協あるいは農林中金・銀行などの受託金融機関に提出して行います。代理貸付けで転貸貸付の場合を例にとれば、次のような流れとなります。



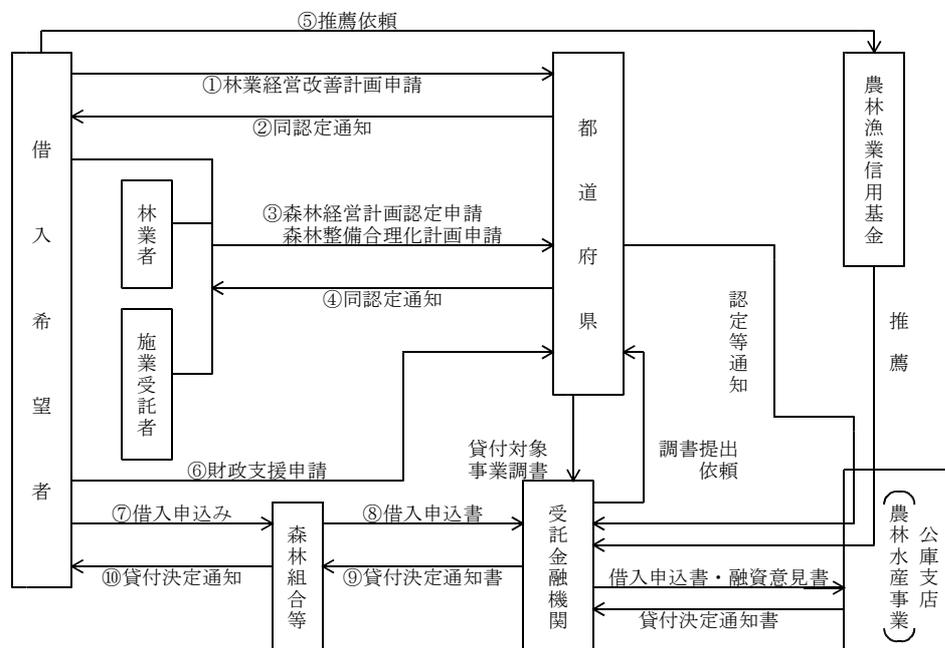
注) 融資額が1貸付先当たり10億円（既往の本資金の融資残高を含む。）を超える場合は、公庫支店の直接扱いになります。（上図では点線で示す。）

## イ 森林整備活性化資金

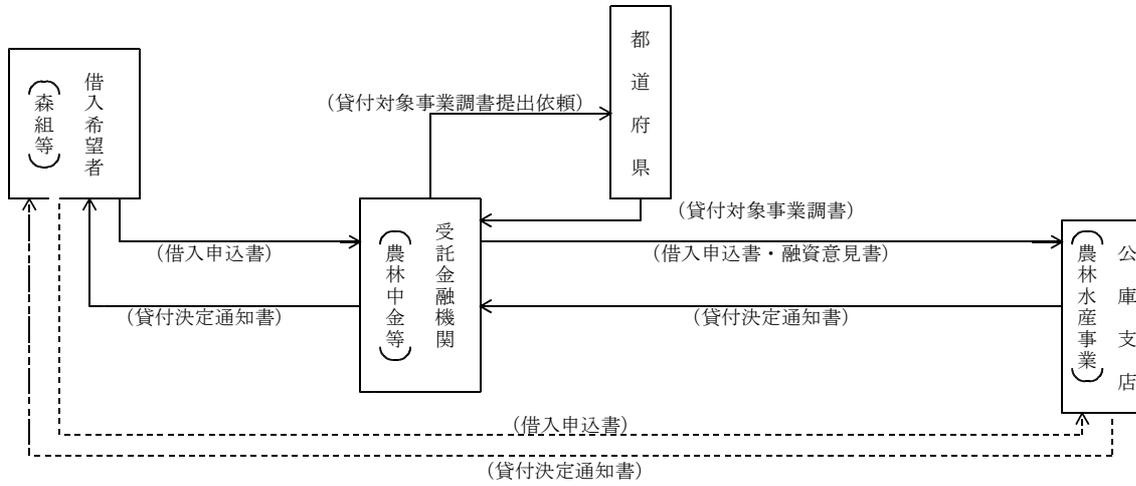
本資金の借入希望者は、次の手続きを経て借入申込書等必要書類を最寄りの森組・森連・農協又は農林中金等の受託金融機関に提出します。

借入希望者は、下記の手続きを行います。

- ① 「林業経営改善計画」及び「森林整備合理化計画」を作成して、都道府県知事の認定を受ける。
- ② 農林漁業信用基金に推薦依頼を提出する。
- ③ 都道府県知事に財政支援措置を申請する。



ウ 農林漁業施設資金（共同利用施設・主務大臣指定施設）



注) 受託金融機関は必要に応じて、県へ貸付対象事業調書の提出を依頼します。

(点線は、公庫支店直接扱いの場合です。)

(3) 資金の内容

資金種類	貸付内容	貸付対象者	利率(年利)
林業 基盤 整備 備 資 金	造林 ① 人工植栽 ② 天然林改良 ③ 森林の保育, 保護, 保全等の育林 下に掲げる林齢以下の森林に係る下刈, 除伐, 施肥, 雪起こし等 【補助事業】 補助事業で対象としている林齢 【非補助事業】 a 森林経営計画(複層林施業森林・長伐期施業森林) 60年 b 林業経営改善計画・特定保安林 35年 c a及びb以外 30年 ④ 造林用附帯施設(造林用簡易宿泊施設, 作業道, 防火線, 造林用機械等)の設置又は改良	① 林業を営む者 ② 森林組合, 同連合会及び農業協同組合	【補助事業】 ・一般 1.25% ・計画森林 *1 (10ha以下) 1.10% ・森林整備合理化 1.10% ・復旧造林 *2 0.55% ~ 1.10% 【非補助事業】 ・一般 1.10% ・計画森林 *3 1.10% ・森林整備合理化 1.10% ・林業経営基盤強化 0.55% ~ 1.10% (貸付契約日から20年経過ごとに利率の見直しを行う)
	樹苗養成 ① 樹苗養成施設※の造成・取得・改良・復旧, 必要最小限度の苗圃用地の取得 ※樹苗養成施設 客土, 酸土改良・開墾・かんがい排水施設・たい肥舎・スプリンクラー・薬剤散布機・耕耘機・トラクター・床替機・動力カッター等 ② 樹苗養成に必要な種苗費, 肥料費その他の費用の支出	① 樹苗養成事業を営む者 ② 森林組合, 同連合会, 農業協同組合及び中小企業等協同組合	・補助事業 1.25% ・非補助事業 1.10% ・災害復旧 0.55% ~ 0.95%
	林道 自動車道, 軽車道及びこれらの附帯施設※又は林業集落排水施設及び用水施設の造成・取得・改良・復旧 ※附帯施設 林産物搬出のための集材機・トラクター等及び土場を含む	① 林業を営む者 ② 森林組合, 同連合会, 農業協同組合及び中小企業等協同組合 ③ ①②に掲げる者又は農業を営む者がその構成員又はその資本金(基本財産含む)につき, 原則としてその過半を占め又は出資若しくは拠出している法人及び団体 ④ ①②に掲げる者, 農業を営む者又は地方公共団体が主たる構成員又は出資者となっているか又は基本財産の額の過半を拠出している林業の振興を目的とする法人	【補助事業】 ・一般 1.25% ・500ha未満の林道 1.10% 【非補助事業】 ・一般 1.10% ・森林整備合理化 1.10% ・災害復旧 0.55% ~ 1.10%

注) 1 据置期間は, 償還期限の内数である。

2 貸付金の最低限度額は, 1件当たり50万円であるが, 転貸の場合は転貸を行う組合に対する貸付金額に対し適用する。

償還期限	据置期間	貸付限度額 (AまたはBのいずれか低い額)		備考	
		A 融資額			B 融資率
		個人	法人		
<b>【補助事業】</b> ・一般 30年以内 ・計画森林 30年以内 ・林業経営改善計画 40年以内 ・森林経営計画 (複層林施業森林・長 伐期施業森林) 50年以内 <b>【非補助事業】</b> ・一般 30年以内 ・計画森林 35年以内 ・林業経営改善計画 45年以内 ・森林経営計画 (複層林施業森林・長 伐期施業森林) 55年以内	<b>【補助事業】</b> ・一般 20年以内 ・計画森林 20年以内 ・林業経営改善計画 25年以内 ・森林経営計画 (複層林施業森林・長 伐期施業森林) 35年以内 <b>【非補助事業】</b> ・一般 20年以内 ・計画森林 20年以内 ・林業経営改善計画 25年以内 ・森林経営計画 (複層林施業森林・長 伐期施業森林) 35年以内	—	80% *4 (計画森林) 90%	*1 計画森林 森林経営計画, 林業経営改善計画, 災害等防止措置命令に係る森林, 施業 実施協定の対象森林, 特定保安林 *2 復旧造林 激災法施行令で告示された市町村の 区域内で行う造林事業であり, かつ激 甚災害に係る森林災害復旧事業事務取 扱要綱に基づく事業 *3 非補助事業の計画森林の適用 中小企業基本法に規定する中小企業 者の範囲を超える者にあつては, 森林 経営計画の対象森林であつて, かつ保 安林等の制限林であるものに限る。 *4 融資率 森林整備活性化資金と併せて借り受 ける場合は, 借受者の負担する額から 森林整備活性化資金の借入額を差し引 いた額 *5 償還期限・据置期間 特認が適用されるのは, 林業経営改 善計画の認定を受けた者が, 当該計画 に基づいて事業を行う場合	
15年以内	5年以内	—	80%		
20年以内 (特認 25年以内 *5)	3年以内 (特認 7年以内 *5)	—	80% (林業集落 排水施設 100%)		

※金利は, 令和6年4月現在

資金種類		貸付内容	貸付対象者	利率（年利）
林業基盤整備資金	利用間伐等推進	<p>①と②の資金を併せて貸付ける場合に限る。</p> <p>① 利用間伐及び育成複層林等への誘導を目的とした更新伐に必要な資金</p> <p>a 森林の保育，保護，保全等の育林</p> <p>b 造林用附带施設（作業道，造林用機械等）の設置，改良</p> <p>② 償還円滑化のための資金</p>	林業基盤整備資金の融通措置実施要綱に規定する利用間伐等に係る計画*1を作成し，林野庁長官の認定を受けた者，法人，森林組合及び森林整備法人	1.10%
	伐採調整	<p>保安林の利用伐期齢以上かつ標準伐期齢以上の林齢の立木の維持に必要な資金</p> <p>（ただし，禁伐又は択伐の取扱いを受けている場合，償還期限までに伐採が許可されると認められない場合，入会林である場合を除く。）</p>	<p>① 森林所有者（個人）</p> <p>② 森林組合又は森林組合連合会（いずれも①に掲げる者に転貸する場合に限る。）</p>	1.10%
森林整備活性化資金		<p>次に掲げる資金の貸付内容と同じ</p> <p>① 林業基盤整備資金（造林）</p> <p>② "（利用間伐等推進）</p>	林業基盤整備資金（造林又は利用間伐等推進）と同じ	無利子

注) 1 据置期間は，償還期限の内数である。

2 貸付金の最低限度額は，1件当たり50万円であるが，転貸の場合は転貸を行う組合に対する貸付金額に対し適用する。

償還期限	据置期間	貸付限度額 (AまたはBのいずれか低い額)			備考
		A 融資額		B 融資率	
		個人	法人		
20年以内	20年以内	—		① 100% ② 90% *2 融資率	*1 利用間伐に係る計画 利用間伐量が5年以内でおおむね20%以上増加することが確実であることが必要 *2 融資率 公庫若しくは民間金融機関が融通する資金を借り受けたために生じた負債によって利用間伐を推進することができない事業者のために、各年度の償還元金の90%に相当する額を貸し付ける。
30年以内 *3	30年以内	維持対象立木の評価額又は森林所有者1人につき400万円のいずれか低い額 *4		—	*3 償還期限 維持の対象となる立木の標準伐期齢から現在林齢を差し引いた年数とするが、立木の処分売却の余裕期間として1カ年以内を加算することができる。 *4 融資額 伐採の許可を受けている立木を有する場合は、その立木の評価額の合計額を400万円から控除した額
30年以内	20年以内	当該年度に負担する額の2/7に相当する額 〔 特例 負担する額の1/2に相当する額 *5 負担する額の3/5に相当する額 *6 〕		—	*5 融資額の特例① 特別の森林整備合理化計画の認定を受け、補助事業（森林環境保全直接支援事業・特定森林再生事業・美しい森林づくり基盤整備交付金の対象事業・農業用水保全の森づくり事業又は漁場保全の森づくり事業）として行う造林又は単層林を複層林に転換するために行う造林を実施する場合 *6 融資額の特例② 森林施業規模をおおむね2,000ha以上集積して特別の森林整備合理化計画を受け、かつ、分収林契約適正化事業における非皆伐施業推進計画に位置付けられた森林で事業を実施する場合

※金利は、令和6年4月現在

資金種類	貸付内容	貸付対象者	利率(年利)
林業構造改善事業推進資金	<p>林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領に定める事業計画等に基づいて行う次の施設の造成・取得・改良</p> <p>① 素材・樹苗又は特用林産物の生産に必要な機械その他の施設</p> <p>② 造林に必要な機械その他の施設</p> <p>③ 林産物の処理加工，流通又は販売に必要な機械その他の施設</p> <p>④ 森林レクリエーション施設</p> <p>⑤ 林業生産環境施設</p> <p>⑥ ①～⑤の施設であって林業者の共同利用に供するもの</p>	<p>① 林業を営む個人</p> <p>② 林業を営む法人            [ 生産森林組合，農事組合法人，株式会社又は持分会社に限る。 ]</p> <p>③ 森林組合及び同連合会</p> <p>④ 中小企業等協同組合            [ 組合員の50%以上が林業を営む者である場合に限る。 ]</p> <p>⑤ ①～④に掲げる者がその構成員又はその資本金（基本財産を含む。）につき，地方公共団体に係るものを除き原則としてその過半を占め又は出資若しくは拠出している法人及び団体            [ ①～④に掲げる者がその構成員又はその資本金（基本財産を含む。）につき地方公共団体に係るものを含む全体の3分の1以上を占めるものに限る。 ]</p> <p>(注)非補助事業にあつては，都道府県から経営管理実施権の設定を受けられるものとして公表された者又は市町村から経営管理実施権の設定を受けた者に限る。</p>	<p>【補助事業】</p> <p>1. 25%</p> <p>[ 共同利用に供するもの ]</p> <p>2. 25%</p> <p>【非補助事業】</p> <p>1. 10%</p> <p>[ 事業規模100万円未満のもの ]</p> <p>1. 10%</p>

注) 1 据置期間は，償還期限の内数である。

2 貸付金の最低限度額は，1件当たり50万円であるが，転貸の場合は転貸を行う組合に対する貸付金額に対し適用する。

償還 期限	据置 期間	貸付限度額 (AまたはBのいずれか低い額)		備考	
		A 融資額			B 融資率
		個人	法人		
20年以内	3年以内	<p>【補助事業】</p> <p style="text-align: center;">—</p> <p>【非補助事業】</p> <p>素材生産に必要な機械・その他施設 2億円</p> <p>特用林産物の生産に必要な機械・その他 の施設</p> <p>(個人) (法人・団体) 2,000万円 5,000万円</p> <p>林産物の処理加工に必要な機械その他の 施設 3億円</p> <p>林産物の流通・販売に必要な機械その他 の施設 1億5,000万円</p> <p>森林レクリエーション施設（山村体験交 流滞在施設を除く） 1億円</p> <p>上記以外の施設</p> <p>(個人) (法人・団体) 1,300万円 2,600万円</p>	80%		

※金利は、令和6年4月現在

資金種類		貸付内容	貸付対象者	利率（年利）
林業経営育成資金	林地取得	<p>森林取得資金融通取扱要綱に定める林業経営改善推進計画等に基づく</p> <p>① 人工林 ② 天然林改良林 ③ 造林のための土地*2の取得（新たに締結する分収育林契約により立木を取得する場合を含む。）</p>	<p>① 林業経営改善計画の認定を受けた者又はこれに準ずる者*1であって森林取得資金融通取扱要綱に基づき貸付適格の認定を受けた者</p> <p>② 森林組合（①に該当する者を除く。）、同連合会及び農業協同組合（いずれも①に該当する林業を営む個人、林業を営む法人（中小企業等協同組合、農事組合法人、株式会社及び持分会社に限る。）又は生産森林組合に転貸する場合に限る。）</p>	<p>① 森林経営計画の認定を受けている者が林業経営改善計画に基づいて行う林地取得 0.55% ～1.10%</p> <p>② ①以外 1.10%</p>
	分収林取得	<p>森林取得資金融通取扱要綱に定める林業経営改善推進計画に基づく分収造（育）林契約の変更又は解除による計画相手方の持分の取得</p>		

注) 1 据置期間は、償還期限の内数である。

2 貸付金の最低限度額は、1件当たり50万円であるが、転貸の場合は転貸を行う組合に対する貸付金額に対し適用する。

償還期限	据置期間	貸付限度額 (AまたはBのいずれか低い額)			備考
		A 融資金額		B 融資率	
		個人	法人		
① 林業経営改善計画に基づいて行う森林の取得 35年以内	① 林業経営改善計画に基づいて行う森林の取得 25年以内	① 林業経営改善計画に基づいて行う森林の取得 7,000万円	① 林業経営改善計画に基づいて行う森林の取得 (林業を営む法人・生産森林組合・森林組合・森林整備法人) 10億円	80%	*1 林業経営改善計画の認定を受けた者に準ずる者 林業経営基盤の強化の促進のための資金の融通に関する暫定措置法に規定する林業経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化に関する事項についての基本構想における林業経営の類型ごとの指標に定める経営面積以上の経営規模(森林の取得により当該規模を達成する場合を含む。)を有する者をいう。  *2 造林のための土地 人工植栽又は人工播種により行う造林に供するための土地、天然林改良により行う造林に供するための土地及び現に立木が生育していなくても将来的に木材の集団的な生育に供される土地をいう。 なお、取得森林の中に不可分のものとして含まれる更新困難地、雑地(岩石地、崩壊地等)等のいわゆる除地については、地域の取引慣行上、当該除地の取引価格が評価されないときは、融資の対象から除外しなくともかまわない。
② ①以外 25年以内	② ①以外 25年以内	② ①以外 1,200万円	② ①以外 (林業を営む法人・生産森林組合・森林組合・森林整備法人) 2億5,000万円	〔災害等防止措置命令の対象森林又は要整備森林を取得する場合〕 100%	

※金利は、令和6年4月現在

資金種類		貸付内容	貸付対象者	利率（年利）
林業	育林	森林の保育，保護，保全等の育林であって，人工林又は天然林改良林に係るもの（林業基盤整備資金（造林）の対象となる育林を除き，育林のために必要な機械その他の施設の造成・取得・改良を含む。）	① 林業を営む個人 ② 林業を営む農地所有適格法人 ③ 林業を営む法人 〔農事組合法人，株式会社及び持分会社に限り，農地所有適格法人を除く。〕 ④ 生産森林組合 ⑤ 森林組合	1. 10%
	経営 育成 資金	林業経営改善計画に基づいて行う生産方式の合理化に必要な下記の資金 ① 林業機械リース料一括前払い費用 （林業機械はハーベスタ，フレアーバンチャー，スキッド，フォワーダ，プロセッサ，タワー付き集材機等の高性能林業機械に限る。） ② 研修費用 （導入した林業機械等の操作技術研修，経営者の林業経営に関する研修，先進地視察研修等） ③ 経営コンサルタント費用 （経営コンサルタント，中小企業診断士への報酬等）	林業経営改善計画の認定を受けた者	1. 25%
農 林 漁 業 施 設 資 金	共同利用施設（林業施設）	林産物の生産・流通・加工又は販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の改良，造成，復旧又は取得	① 農業協同組合，同連合会，森林組合，同連合会及び中小企業等協同組合 *1 ② 5割法人・団体 〔農林漁業者及び上記①の法人がその構成員又は資本金につき地方公共団体に係るものを除き原則としてその過半を占め又は出資・拠出している法人及び団体（農林漁業者及び上記①の法人がその構成員又はその資本金につき地方公共団体に係るものを含む全体の3分の1以上を占めるものに限る。）〕 ③ 農林漁業振興法人 〔農林漁業者，農林漁業者の組織する法人又は地方公共団体が構成員の過半を占めるか又は過半の出資等を行っている法人で，農林漁業の振興を目的とする法人〕	・一般 *2 1. 55% ・林業機械賃貸 *3 1. 10% ・災害復旧 0. 55% ～1. 10%

注) 1 据置期間は，償還期限の内数である。

2 貸付金の最低限度額は，1件当たり50万円であるが，転貸の場合は転貸を行う組合に対する貸付金額に対し適用する。

償還 期限	据置 期間	貸付限度額 (AまたはBのいずれか低い額)			備考
		A 融 資 額		B 融資率	
		個 人	法 人		
20年以内	20年以内	1,000万円	農地所有適格 法人、林業を営 む法人及び生産 森林組合 3,000万円  森林組合 4,500万円	80%	
10年以内	2年以内	—		80%	
20年以内  〔バイオテ クノロジー に係る施設 のうち機械 器具類 15年以内〕	3年以内	—		80%	<p>*1 組合員の50%以上が、育林業、素材生産業、薪炭生産業、樹苗養成事業又は特用林産物生産事業を営む者に限る。</p> <p>*2 林業構造改善事業に係るものについては、本資金の利率が、林業構造改善事業推進資金の利率より低い場合、本資金の貸付対象とすることは差し支えない。</p> <p>*3 林業労働力の確保の促進に関する法律に規定する林業労働力確保支援センターが同法に掲げる林業機械の貸付の業務を行うために必要な施設に適用。</p>

※金利は、令和6年4月現在

資金種類		貸付内容	貸付対象者	利率（年利）
農 林 漁 業 施 設 資 金	主務大臣 指定施設 (林業施設)	<p>下記の施設の造成・取得・改良又は復旧</p> <p>① 素材・樹苗又は特用林産物の生産に必要な機械その他の施設</p> <p>② 造林に必要な機械その他の施設</p> <p>③ 林産物の処理加工流通又は販売に必要な機械その他の施設</p> <p>④ 森林レクリエーション施設（管理休養施設及び風致施業を含む）</p> <p>⑤ 林業生産環境施設</p>	林業を営む者。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般 1. 10%</li> <li>・ 林業経営改善計画 1. 10%</li> <li>・ 複合経営施設 *1 1. 25%</li> <li>・ 災害復旧 0. 55% ～ 0. 95%</li> </ul>

注) 1 据置期間は、償還期限の内数である。

2 貸付金の最低限度額は、1件当たり50万円であるが、転貸の場合は転貸を行う組合に対する貸付金額に対し適用する。

償還期限	据置期間	貸付限度額 (AまたはBのいずれか低い額)			備考
		A 融資額		B 融資率	
		個人	法人		
15年以内	3年以内	<b>【補助事業】</b> 林業経営改善計画 ー <b>【非補助事業】</b> 素材生産施設 2億円 特用林産物の生産施設 (個人) (法人) 2,000万円 5,000万円 林産物処理加工施設 10億円 林産物流通販売施設 3億円 森林レクリエーション施設 (法人) 1億円 その他施設 300万円 <b>【複合経営施設】</b> (個人) (法人) 1,000万円 3,000万円 <b>【災害復旧】</b> 1施設当たり 一般 300万円 特認 *2 600万円	80%	*1 複合経営施設 ①個人 ・経営する育林地の面積が5ha以上300ha未満 ・借入申込者の総所得又は総就業日数のうち農林水産業に係るものが過半を占めているかまたは本事業実施後に占めることとなる ・借入申込者が高齢(60歳以上)の場合には、原則として後継者がいる ・育林期間中における林業経営の改善のために必要と認められる ②農地所有適格法人 ・経営する育林地の面積が5ha以上で、80haに当該法人の構成員の属する世帯数を乗じて得た面積以下 ③法人 ・経営する育林地の面積が5ha以上300haを超えないもの ・総売上高のうち農林水産業に係るものが過半を占める ④生産森林組合  *2 災害復旧に要する費用、資金の調達状況等から融資金額限度を引き上げなければ当該災害復旧事業の実施が困難と認められる場合	

資金種類	貸付内容	貸付対象者	利率（年利）
振興山村・過疎地域経営改善資金	<p>都道府県（知事）の認定を受けた農林漁業経営改善計画又は農林漁業振興計画に基づいて行う下記の施設の改良，造成，取得</p> <p>① 素材，樹苗又は特用林産物の生産に必要な機械その他の施設</p> <p>② 造林に必要な機械その他の施設</p> <p>③ 林産物の処理加工，流通又は販売に必要な機械その他の施設</p> <p>④ 森林レクリエーション施設</p> <p>⑤ 林業生産環境施設</p>	<p>① 林業を営む個人及び法人</p> <p>② 農業協同組合，同連合会，森林組合同連合会</p> <p>③ 5割法人及び団体 〔農林漁業者及び上記①の法人がその構成員又は資本金につき地方公共団体に係るものを除き原則としてその過半を占め又は出資・拠出している法人及び団体（農林漁業者及び上記①の法人がその構成員又はその資本金につき地方公共団体に係るものを含む全体の3分の1以上を占めるものに限る。）〕</p> <p>④ 農林漁業者，農林漁業者の組織する法人又は地方公共団体が構成員の過半を占めるか又は過半の出資等を行っている法人で，農林漁業の振興を目的とする法人。</p>	<p>【補助事業】</p> <p>1. 25%</p> <p>〔共同利用施設〕</p> <p>2. 25%</p> <p>【非補助事業】</p> <p>1. 10%</p>
新規用途事業等資金	<p>特定農林畜水産物（間伐材（すぎ，ひのき，まつ），しいたけ）の新規の用途及び新品種を使った製品生産を企業化・実用化する事業に必要な施設の改良・造成・取得，特許権等の取得，技術導入等</p>	<p>特定農林畜水産物（間伐材（すぎ，ひのき，まつ），しいたけ）を原材料として使用する製造業者等であって，新規用途事業等資金融通措置要綱に基づき認定を受けたもの。</p>	<p>1. 25% ～1. 45%</p>
中山間地域活性化資金	<p>中山間地域の農林畜水産物を原材料として使用する製造・加工の事業又は中山間地域の農林畜水産物又はその加工品の集荷，販売，提供の事業であって，新商品・新技術の研究開発又は利用，需要の開拓 *5</p> <p>① 建物，構築物，機械，装置及びこれらに附帯する施設の改良，造成又は取得</p> <p>② 試験研究費（人件費を含む。）等の費用</p> <p>③ 特許権，実用新案権等の支出</p>	<p>中山間地域の農林畜水産物を原材料として使用する製造・加工の事業又は中山間地域の農林畜水産物又はその加工品の集荷，販売，提供の事業を営む者</p> <p>〔① 中山間地域の農林漁業者と1年以上の安定的な取引契約，業務提携契約等が締結されている。〕</p> <p>② 中山間地域の農林畜水産物又はその加工品を新規に取り扱う場合は，3以上の農林漁業者と1年以上の安定的な取引契約，業務提携契約等が締結されている。〕</p>	<p>貸付金のうち2億7,000万円まで</p> <p>0. 75% ～0. 95%</p> <p>貸付金のうち2億7,000万円超</p> <p>1. 00% ～1. 20%</p>

注) 1 据置期間は，償還期限の内数である。

2 貸付金の最低限度額は，1件当たり50万円であるが，転貸の場合は転貸を行う組合に対する貸付金額に対し適用する。

償還期限	据置期間	貸付限度額 (AまたはBのいずれか低い額)			備考
		A 融 資 額		B 融資率	
		個人	法人		
25年以内	8年以内	<b>【補助事業】</b> —  <b>【非補助事業】</b> (個人) (法人・団体) 1,300万円 5,200万円 (特認 (個人) (法人・団体) 2,600万円 *1 1億円 *2 3億円 *3 5億円 *4)	80%	*1 林産物の処理加工に必要な機械その他の施設の改良, 造成, 取得を行う場合  *2 貸付対象事業が国が行う山村等振興対策事業を補完するもので, かつ, 当該補助事業と一体として事業効果が確保されると認められる場合  *3 3名以上の雇用創出効果が見込まれる場合  *4 5名以上の雇用創出効果が見込まれる場合	
10年超15年以内	3年以内	—	80%		
10年超15年以内	3年以内	—	80%	*5 中山間地域の農林畜水産物又はその加工品の調達量を事業実施後(中山間地域の農林畜水産物又はその加工品を新規に取り扱う場合は最初の使用后)5年以内におおむね20%以上増加させることが確実に見込まれることが要件	

※金利は, 令和6年4月現在

資金種類		貸付内容	貸付対象者	利率（年利）
中山間地域活性化資金	保健機能増進施設	① 中山間地域内において農地、森林その他の農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設*1であって農林漁業の振興に資するものの改良、造成又は取得	中山間地域内において、農地、森林その他の農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設であって農林漁業の振興に資するものを設置するもの	貸付金のうち2億7,000万円まで 0.75% ～0.95%
		② これらの施設を設置するための特別の費用又は権利の取得		貸付金のうち2億7,000万円超 1.00% ～1.20%

注) 1 据置期間は、償還期限の内数である。

2 貸付金の最低限度額は、1件当たり50万円であるが、転貸の場合は転貸を行う組合に対する貸付金額に対し適用する。

償還 期限	据置 期間	貸付限度額 (AまたはBのいずれか低い額)			備考
		A 融資額		B 融資率	
		個人	法人		
10年超15年 以内	3年以内	-		80%	<p>*1 農林漁業資源と一体的に利用される 下記のもの</p> <p>ア 体験農園，体験牧場，林間スキー場，林間テニスコート，林間キャンプ場，林間フィールド・アスレチック，林間鳥獣等保護観察施設，森林植物園，林間あずまや，林間コテージ，林間リフト，林間遊歩道，森林浴施設，森林資源活用温泉保養施設など及びこれに準ずる施設</p> <p>イ アの施設と密接な関連性を有し，かつ付随的なものである下記の施設 便所，更衣室，駐車場，案内所，管理施設，休養施設，体験学習施設，土産物店，食品供給施設等</p>

※金利は，令和6年4月現在

資金種類	貸付内容	貸付対象者	利率(年利)
農林漁業セーフティネット資金	<p>経営安定計画に基づいて農林漁業経営の安定を図るのに必要な資金</p> <p>① 災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金</p> <p>② 法令に基づく処分又は行政指導により経済的な損失を受けた経営の維持安定に必要な資金</p> <p>③ 社会的又は経済的環境の変化等経営者の責めに帰すことができない事由により下記のような経営状況になっている場合における経営の維持安定に必要な資金</p> <p>a 最近の決算期における粗収益が前期に比し対前期10%以上減少</p> <p>b 最近の決算期における所得率又は純利益額が前期に比し悪化</p> <p>c 最近の決算期における所得の赤字幅が前期に比し縮小したものの、依然として赤字が生じている場合</p> <p>d 前期の決算期において、所得で赤字が生じており、最近の決算期においては所得が黒字化したものの、2期合計で赤字である場合</p> <p>e 前期の決算期において、所得で赤字が生じており、最近の決算期においては所得が黒字化したものの、債務償還年数が20年以上である場合</p> <p>f 売掛金等債権の回収条件、買掛金等債務の支払条件その他の取引条件の悪化</p> <p>g 財務省大臣官房総括審議官及び農林水産省経営局長が指定した社会的要因による一時的な農林産物価格の低下又は資材等の価格の高騰により資金繰りに著しい支障を来している、又は来すおそれがある場合</p> <p>h 農林水産省経営局長が指定した社会的要因によって一時的に資材等の調達が困難となったことにより農林漁業生産に支障を来している、又は来すおそれがある場合</p> <p>i 感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第1項に規定する感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第2条第1号に規定する感染症又は農林漁業経営に著しい支障を及ぼすものとして、財務省大臣官房総括審議官及び農林水産省経営局長が総裁に指示したものに限</p>	<p>① 林業経営改善計画の認定を受けた者(個人、株式会社及び持分会社に限る。)</p> <p>② 農林漁業者であって、農林漁業に係る所得が総所得(法人(株式会社、持分会社に限る)にあつては、当該法人の農林漁業に係る売上高が総売上高)の過半を占めているもの、又は粗収益が200万円以上(法人にあつては1,000万円以上)であるもの</p> <p>③ 新たに農林漁業経営を開始したものであつて、経営開始後3年以内の者</p>	<p>0.55% ～0.95%</p>

注) 1 据置期間は、償還期限の内数である。

2 貸付金の最低限度額は、1件当たり50万円であるが、転貸の場合は転貸を行う組合に対する貸付金額に対し適用する。

償還期限	据置期間	貸付限度額 (AまたはBのいずれか低い額)		備考	
		A 融資額			B 融資率
		個人	法人		
15年以内	3年以内	<p>① 一般 600万円 ただし、農林漁業経営の規模等から、貸付限度額の引上げが必要であると認められる場合（簿記記帳を行っている場合に限る。）にあつては、年間経営費の12分の6に相当する額、又は、粗収益の12分の6に相当する額のいずれか低い額とすることができる</p> <p>② 次に掲げる農林漁業者 非常災害等ごとに600万円 *1 ただし、農林漁業経営の規模等から、貸付限度額の引上げが必要であると認められる場合（簿記記帳を行っているものに限る。）にあつては、非常災害等ごとに年間経営費の12分の6に相当する額又は粗収益の12分の6に相当する額のいずれか低い額とすることができる。 a 主要な事業用資産について、非常災害等に浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害をうけた者 b 非常災害等による集出荷施設、出荷先又は資材供給元の被災等により生産・出荷中止等になった者 c 非常災害等の影響により経営の維持安定が困難になった者</p> <p>③ 次に掲げる農林漁業者 1200万円 ただし、農林漁業経営の規模等から貸付限度額の引上げが必要であると認められる場合（簿記記帳を行っているものに限る。）にあつては、年間経営費の12分の12に相当する額又は粗収益の12分の12に相当する額のいずれか低い額とすることができる。 a 原子力災害の影響を受けている者 b 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る）である感染症をいう。以下同じ。）により経営の維持安定が困難となった者</p>		<p>—</p> <p>*1 非常災害等 ・ 特定非常災害その他の農林漁業経営に著しい支障を及ぼす事象として、財務省大臣官房総括審議官及び農林水産省経営局長が総裁に指示したものをいう。 ・ ①又は③の貸付金残高と通算しないものとする。 ・ a及びbに対する貸付にあつては貸付金の使途の①に掲げる資金に限り、cに対する貸付にあつては貸付金の使途の②及び③に掲げる資金に限る。</p>	

※金利は、令和6年4月現在

資金種類	貸付内容	貸付対象者	利率(年利)
農林漁業 セーフティ ネット資金	<p>る。)をいう。)により資金繰りに著しい支障を来していること又は来すおそれがあること</p> <p>j 金融機関との取引状況の変化によって資金調達に支障を来し、農林漁業生産に支障を来している、又は来すおそれがある場合</p> <p>k 農林水産物の販売先、資材等の仕入先等の関連する取引先の倒産によって、農林水産物の販売、資材等の仕入れ等に支障を来している、又は来すおそれがある場合</p>		

注) 1 据置期間は、償還期限の内数である。

2 貸付金の最低限度額は、1件当たり50万円であるが、転貸の場合は転貸を行う組合に対する貸付金額に対し適用する。

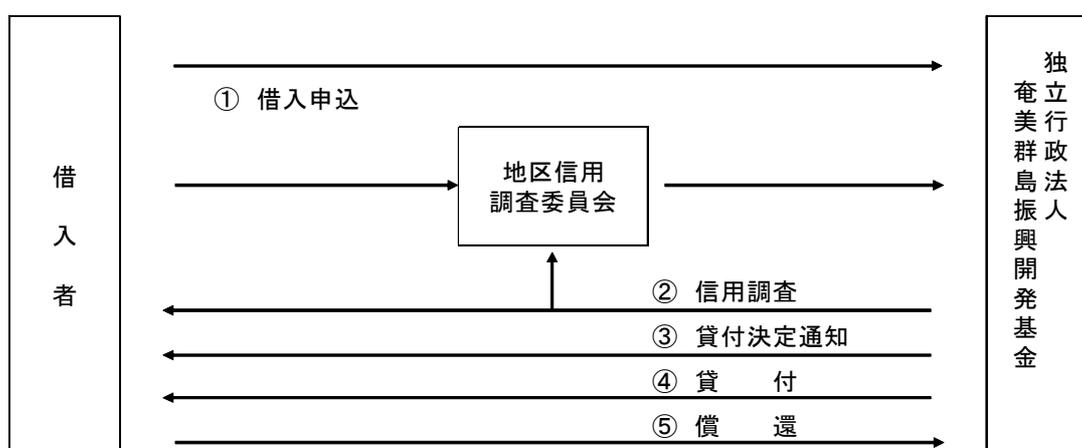
償還 期限	据置 期間	貸付限度額 (AまたはBのいずれか低い額)		備考	
		A 融資額			B 融資率
		個人	法人		
		<p>* aについては令和7年3月31日までの間、bについては財務省大臣官房総括審議官及び農林水産省経営局長が総裁に指示した期限までの間に貸付けの決定を行ったものに限る。</p>			

## 5 独立行政法人奄美群島振興開発金融融資制度（林業関係）

### (1) 制度の趣旨

奄美群島において事業を営むものに必要な資金を長期かつ低利で融通し、また、債務の保証を行い、群島経済の発展に寄与することを目的としています。奄美群島振興開発特別措置法等に基づき設置されている独立行政法人奄美群島振興開発基金が融資及び保証を行っています。

### (2) 貸付の仕組み



### (3) 資金の内容

資金名	貸付対象者	貸付対象事業	利率 (年利)	償還期限		貸付限度額
				償還	うち据置	
長期 資金	農・林業振興資金 林業を営む方 (個人, 法人, 共同施行体) 森林組合	しいたけ類生産施設, 木材生産加工施設設備及び樹苗の養成	施設整備 1. 25%	5年以内 ※1	1年以内	一般 750万円 特認 3,600万円
			樹苗養成 1. 10%			※2
長期 資金	流通・加工業等振興資金 林業にかかる流通・加工業を営む方 (個人, 法人, 共同施行体)	施設設備の整備・改善及び経営安定改善	運転資金 1. 50~2. 30%	運転資金 7年以内 設備資金 20年以内 ※1	運転資金 1年以内 設備資金 2年以内	一般 1,500万円 特認 10,000万円
			設備資金 1. 90~2. 00%			※2
短期 資金	運転資金 林業を営む方 (個人, 法人, 共同施行体)	林業	1. 25%	1年以内	—	一般 1,000万円 特認 1,500万円

※1 ただし、銀行その他の金融機関とともに貸付対象事業に係る事業資金の貸付けを行う場合にあっては、償還期限によらず、銀行その他の金融機関の定める償還期限を超えない範囲で設定することができる。

※2 奄美群島振興開発特別措置法施行令に掲げる事業で、銀行その他の金融機関とともに当該事業に係る事業資金の貸付けを行う場合にあっては、原則る億円を限度とする。

#### (4) 債務保証

ア 保証を受ける限度額

個人, 会社 … 2億円 (特認 2億2,000万円)

協同組合等 … 2億3,000万円

イ 保証期間及び保証料率

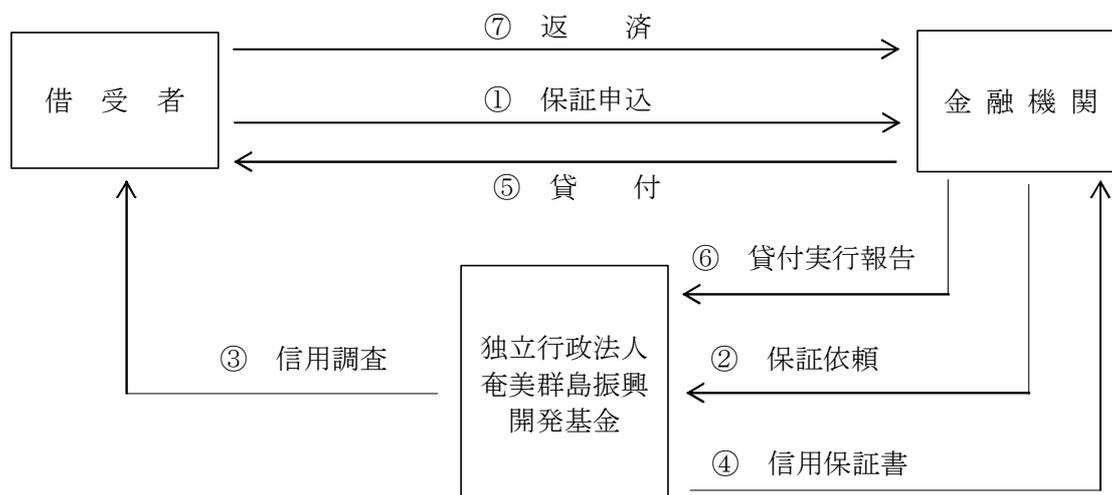
運転資金及び設備資金が必要な期間 年0.35%~2.20%

保証料率は事業者の経営状況に応じ, 9段階の料率となります。

ウ 取扱金融機関

各金融機関本支店

エ 保証の仕組み



## 6 災害関係制度融資一覧

資金名	貸付の相手方	融資の対象になる事業	利率(年利)
経営資金 (天災融資) *1	被害林業者 *2 特別被害林業者 *3	種苗, 肥料, 薬剤, 薪炭原木, しいたけほだ木の購入資金, 炭がまの構築資金 その他林業経営に必要な資金	6.5%以内  特別被害地域*4 内の特別被害林業者 3.0%以内  3割被害者*5 5.5%以内
事業資金 (天災融資) *1	在庫品に著しい被害を受けた森林組合, 同連合会	被害組合が所有し, 又は管理する肥料, 薬剤等の在庫品に被害を受け, その補てんに充てるために必要な事業運営資金	6.5%以内
主務大臣指定 施設資金 (災害復旧資金)  〔日本政策金融公庫〕	林産物処理加工又は林産物流通販売を行う林業主業者, 林業を営む個人, 農業生産法人, 林業を営む法人, 生産森林組合	① 素材, 樹苗又は特用林産物の生産に必要な機械その他の施設 ② 造林に必要な機械その他の施設 ③ 林産物の処理加工, 流通又は販売に必要な機械その他の施設 ④ 森林レクリエーション施設 ⑤ 林業生産環境施設	0.55% ~0.95% *7
農林漁業 セーフティ ネット資金  〔日本政策金融公庫〕	① 林業経営改善計画の認定を受けた者(個人, 株式会社及び持分会社に限る。) ② 農林漁業者であって, 農林漁業に係る所得が総所得(法人(株式会社, 持分会社に限る)にあつては, 当該法人の農林漁業に係る売上高が総売上高)の過半を占めているもの, 又は粗収益が200万円以上(法人にあつては1,000万円以上)であるもの ③ 新たに農林漁業経営を開始したものであつて, 経営開始後3年以内の者	災害により被害を受けた林業経営の再建に必要な資金	0.55% ~0.95% *7

(注)

\*1 「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づき, 暴風雨, 豪雨, 地震, 降雪, 降霜, 低温等の天災によって損失を受けた農林漁業者等に対し, 農林漁業の経営等に必要な資金の融通を円滑にする措置を講じて, その経営の安定に資するための制度である。

\*2 林業を主な業務とする者であつて, 天災による薪炭(薪炭原木を含む。), 木材, 林業用種苗その他の林産物の流失等による損失額が, その者の平年における林業による総収入額の100分の10以上である旨又は天災によるその所有する炭がま, しいたけほだ木, わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流失, 損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の50以上である旨の市町村長の認定を受けたもの

\*3 被害林業者であつて, 天災による薪炭(薪炭原木を含む。), 木材, 林業用種苗その他の林産物の流失等による損失額が, その者の平年における林業による総収入額の100分の50以上である旨又は天災によるその所有する炭がま, しいたけほだ木, わさび育成施設若しくは樹苗育成施設の流失, 損壊等による損失額が当該施設の被害時における価額の100分の70以上である旨の市町村長の認定を受けたもの

償 還 期 限		貸付限度額 (A又はBのいずれか低い額)			取扱金融機関
償 還	うち据置	融資額 A		B	
		個 人	法 人		
3年以内 (激甚*6 4年以内) 〔 特別被害地域*4 内の特別被害林業者 6年以内 (激甚*6 7年以内) 3割被害者*5 5年以内 (激甚*6 6年以内) 〕	—	200万円 〔 激甚*6 250万円 〕	2,000万円	損失額の 45% 〔 激甚*6 60% 〕	農林中金 その他の金融機関
3年以内	—	組合 2,500万円 (激甚*6 5,000万円) 連合会 5,000万円 (激甚*6 7,500万円)		損失額の 80%	
15年以内	3年以内	1 施設 300万円 (特認 600万円)		融資対象 事業費の 80%  100%	日本政策金融公庫 農林中金 その他の金融機関
15年以内	3年以内	〔 600万円 簿記記帳を行っている者 に限り、林業経営規模等か ら、貸付限度額の引上げが 必要であると認められる場 合にあっては、年間経営費 の12分の6に相当する額、 又は、粗収益の12分の6に 相当する額のいずれか低い 額とすることができる。〕		—	

\*4 被害林業者のうち特別被害林業者の数が当該被害林業者の数の100分の10以上である区域のうち、  
県知事があらかじめ農林水産大臣の同意を得て指定する区域

\*5 天災による林産物の損失額がその者の平年における林業による総収入額の100分の30以上である旨の市町  
村長の証明を受けた被害林業者 (特別被害地域内の特別被害林業者を除く。)

\*6 天災融資法と併せて激甚災害法の適用を受けた天災に適用される特別措置

\*7 日本政策金融公庫資金の金利は、令和6年4月現在

## 7 (独) 農林漁業信用基金の林業信用保証制度

### (1) 基金の業務

(独) 農林漁業信用基金は、農林水産省及び財務省を主務省とする公的な保証保険機関。

林業・木材産業の事業者が、融資機関から事業資金を借り入れる際にその債務を保証することにより、事業者の資金調達の円滑化を図ること。

### (2) 保証対象者

次に掲げる者で基金に出資しているもの

① 林業・木材産業の事業者（ただし、会社の場合は資本金3億円以下又は従業員300人以下のもの、個人の場合は従業員300人以下のものに限る。）

② 森林組合、生産森林組合、森林組合連合会並びに林業を営む者が直接又は間接の構成員となっている中小企業等協同組合、農業協同組合及び農業協同組合連合会

※ 木材卸売業者又は市場開設者は、木材の流通に関する合理化計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた者で、さらに、会社の場合は資本金1千万円以下又は従業員100人以下、個人の場合は従業員100人以下のものに限る。

※ 木材卸売業者、市場開設者、木材の輸送を業として行う者又は木材製品利用事業者は、木材安定供給特別措置法の事業計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた者であって、会社の場合は資本金1千万円以下又は従業員100人以下、個人の場合は従業員100人以下のものに限る。ただし、木材製品利用事業者は、会社の場合は資本金3億円以下又は従業員300人以下のもの、個人の場合は従業員300人以下のものに限る。

### (3) 保証の利用条件等

① 保証割合

原則80%保証（100%保証が可能な場合もあり。）

② 保証料率

財務内容等により各メニューに該当する0.15%～1.80%のいずれかの保証料率を適用。

③ 保証の最高限度額

財務内容により、関連企業を含めて6億円まで。

④ 出資金

保証を受ける事業者は、保証額を保証倍率（45倍）で除した出資金を基金へ出資することが必要。

（例） 保証額が1,000万円の出資必要額

1,000万円÷45=23万円（1万円未満は切上げ）

なお、出資金は、保証の利用終了後、払い戻すことが可能

### (4) 保証メニュー

① 制度資金

法律に基づいて作成した計画について、都道府県知事の認定を受けた者が計画に従って事業を行うための資金に対する保証。

② 一般資金

林業・木材産業を営む者の資金繰りを広く支援するための保証。

③ 災害復旧等支援

台風、洪水、地震などの自然災害、新型コロナウイルス感染症又は原油価格・物価高騰に伴う影響により、直接的又は間接的に事業継続に支障が生じている者の資金繰りを支援するための保証。（罹災証明書等の提出が必要。）

④ 事業承継，複合経営化，創業等支援

人（経営），事業用資産又は知的資産の承継を行おうとする者，森林組合や素材生産会社等で経験を積み独立・法人設立をする者や，他業種から林業・木材産業へ新たに進出する者等の資金繰りを支援するための保証。

◆詳細につきましては、農林漁業信用基金又は融資機関へお問い合わせ下さい。

農林漁業信用基金ホームページ：<https://www.jaffic.go.jp/guide/rin/index.html>



## 各種金融機関一覧

機 関 名	郵便番号	所 在 地	電 話
<b>【県内に本店を有する金融機関】</b>			
鹿児島銀行	892-0828	鹿児島市金生町6-6	099(225)3111
南日本銀行	892-0816	〃 山下町1-1	〃(226)1111
鹿児島信用金庫	892-8586	〃 名山町1-23	〃(224)8161
鹿児島相互信用金庫	892-0822	〃 泉町2-3	〃(223)5111
奄美大島信用金庫	894-0025	奄美市名瀬幸町4-18	0997(52)3211
鹿児島興業信用組合	892-0842	鹿児島市東千石町17-11	099(224)3177
奄美信用組合	894-0026	奄美市名瀬港町12-2	0997(52)7111
<b>【県外に本店を有する金融機関】</b>			
<b>政府系金融機関</b>			
日本政策金融公庫鹿児島支店	892-0843	鹿児島市千日町1-1	099(224)1241
・国民生活事業		センテラス天文館5階	〃(805)0514
・農林水産事業			〃(223)2221
・中小企業事業			
農林中央金庫福岡支店	812-0028	福岡市博多区須崎町2-5	092(271)2111
商工組合中央金庫鹿児島支店	892-0847	鹿児島市西千石町17-24	099(223)4101
<b>民間金融機関</b>			
三井住友銀行鹿児島支店	892-0842	鹿児島市東千石町1-38	099(222)2111
		鹿児島商工会議所ビル1階	
三井住友信託銀行鹿児島支店	892-0828	鹿児島市金生町7-8-101	〃(227)1131
みずほ銀行鹿児島支店	892-0828	〃 7-3	〃(226)0161
みずほ信託銀行鹿児島支店	892-0828	〃 7-3	〃(225)2161
<b>【保証機関・その他】</b>			
鹿児島県信用保証協会	892-0846	鹿児島市加治屋町14-3	099(223)0271
(独)奄美群島振興開発基金	894-0026	奄美市名瀬港町1-5	0997(52)4511
(独)農林漁業信用基金(林業部門)	105-6228	東京都港区愛宕2-5-1	03(3434)7825
		愛宕グリーンヒルズMORI タワー28階	

## 林業制度資金についての問合せ先

鹿児島県森林組合連合会	099(226)9471
鹿児島県木材協同組合連合会	099(267)5681
日本政策金融公庫鹿児島支店	099(805)0514
農林中央金庫福岡支店	092(271)2111

## 地域振興局・支庁（林務行政担当機関）

鹿児島	099(805)7361	大隅	0994(52)2161
南薩	0993(52)1334	曾於市駐在	099(482)0492
北薩	0996(25)5509	熊毛	0997(22)1133
出水市駐在	0996(62)5915	屋久島	0997(46)2253
さつま町駐在	0996(52)4504	大島	0997(57)7285
始良・伊佐	0995(63)8159	瀬戸内町駐在	0997(72)0185
伊佐市駐在	0995(23)5132	徳之島町駐在	0997(83)1354

県環境林務課 森林組合係 099(286)3334

鹿児島県ホームページ

ホーム>産業・労働>林業・水産業>林業>助成・支援>

### 注 意

ここに記載されている制度資金の貸付利率は、市中金利等の変動に伴い変わることがあります。  
また、その他の貸付条件についても詳細まで記載されていませんので、詳しいことについては、上記関係機関までお問い合わせください。